

監査公表第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定により、行政監査を執行した結果は、別冊のとおりです。

平成 23 年 4 月 15 日

福島県監査委員 嶋 原 吉之助

福島県監査委員 宗 方 保

福島県監査委員 野 崎 直 実

福島県監査委員 高 野 宏 之

(監査総務課)

平成 23 年 4 月 15 日（金曜日）  
福島県報号外第 31 号別冊

平成 2 2 年度

行政監査結果報告書

平成 2 3 年 3 月  
福島県監査委員

# 目 次

<b>第 1 行政監査の概要</b> -----	1
1 監査のテーマ -----	1
2 監査の目的 -----	1
3 監査の着眼点 -----	1
4 監査対象及び監査対象機関 -----	1
5 監査の実施 -----	2
(1) 実施期間 -----	2
(2) 監査の方法 -----	2
<b>第 2 職員公舎の概要</b> -----	3
1 設置目的及び種類 -----	3
2 設置及び入居の状況 -----	3
(1) 部局等別の設置状況 -----	3
(2) 形態別の設置状況 -----	5
(3) 設置及び廃止等の状況 -----	7
(4) 地域別、部局別の入居状況 -----	9
(5) 入居率の推移 -----	10
(6) 経過年数別の施設及び入居状況 -----	10
(7) 入居率の低い公舎の状況 -----	11
(8) 空き室の状況 -----	12
3 入居料 -----	13
4 入居料収入の状況 -----	14
5 維持管理経費の状況 -----	14
<b>第 3 監査の結果と意見</b> -----	15
1 適切な財産管理について -----	15
(1) 職員公舎規則等に基づく適正な事務手続きの実施 -----	15
(2) 建物、敷地等の適切な維持管理の実施 -----	16
2 防災・安全対策について -----	18
(1) 防火対策 -----	18
(2) 耐震対策の推進 -----	18
3 入居料等について -----	19
(1) 入居料の算定及び徴収 -----	19
(2) 入居料の在り方 -----	19
(3) 自動車の保管場所に対する使用料の徴収 -----	20
(4) その他の使用者負担 -----	21
4 有効かつ効率的な活用について -----	22
(1) 公舎の設置状況及び入居状況 -----	22
(2) 部局間、公舎管理者間の連携及び相互利用 -----	22
(3) 世帯用公舎の運用 -----	22
(4) 他用途施設としての活用 -----	23
5 今後の公舎の在り方について -----	23
(1) 公舎を巡る状況の変化 -----	23
(2) 設置及び管理の在り方 -----	24
(3) 民間の活力、手法の導入 -----	28
<b>第 4 終わりに</b> -----	29
1 県有財産管理の責務 -----	29
2 情勢に適応した整備等の在り方 -----	29
3 部局を超えた効率的、効果的な活用 -----	29
<b>別表 実地調査等実施公舎の状況</b> -----	31

## 第1 行政監査の概要

### 1 監査のテーマ

『職員公舎の管理運営について』

### 2 監査の目的

職員公舎は、公務の円滑な遂行に資するため設置されてきたが、交通網の整備による通勤圏の拡大、民間賃貸住宅の充実、生活様式の多様化など社会経済状況の変化に伴い、近年、入居率が低下しつつあり、空き室や職員公舎間での入居率の偏りが生じている。

このため、職員公舎が公有財産として有効かつ効率的に活用されているか、適正な維持管理が行われているか実態を把握するとともに、状況の変化を踏まえた職員公舎の在り方は検討されているか等について検証し、今後の適正な行政運営に資する。

### 3 監査の着眼点

- (1) 職員公舎規則等に基づき適正に管理されているか
- (2) 建物や敷地の維持管理は適切に行われているか
- (3) 防災・安全対策は適切に行われているか
- (4) 入居者負担、使用料の算定及び徴収は適正か
- (5) 有効かつ効率的に活用されているか
- (6) 設置の必要性は低下していないか
- (7) 今後の在り方は検討されているか

### 4 監査対象及び監査対象機関

県が管理運営している職員公舎を監査の対象とし、各部局に報告を求めたところ、平成22年5月1日現在、職員公舎数は426施設、3,348戸で、これら職員公舎を管理若しくは所管している課又は公所は71機関あった。

監査に当たって管理運営の実態を把握するため、これらの機関の中から次に該当する施設を管理又は所管する44の機関を抽出し、聴取調査及び実地調査を行った。これら44の機関が管理又は所管する職員公舎数は335施設、2,772戸であった。

- ・ 建築後の経過年数が耐用年数を超えた施設
- ・ 入居率が低い施設
- ・ 廃止等の見直しが予定される施設
- ・ 地域特性等を有する施設
- ・ 部局ごとに代表的な施設

表1 職員公舎数

単位：機関、棟、戸

所管部局等	管理又は 所管機関数	県有公舎		借上公舎		計	
		施設数	戸数	施設数	戸数	施設数	戸数
知事部局	31	156	1,306	17	19	173	1,325
うち実地調査等実施	25	151	1,287	8	8	159	1,295
総務部	13	110	1,226	12	12	122	1,238
うち実地調査等実施	9	106	1,208	5	5	111	1,213
生活環境部	3	1	4	2	4	3	8
うち実地調査等実施	2	1	4	0	0	1	4
保健福祉部	2	1	4	0	0	1	4
うち実地調査等実施	2	1	4	0	0	1	4
商工労働部	1	0	0	3	3	3	3
うち実地調査等実施	1	0	0	3	3	3	3
農林水産部	6	27	48	0	0	27	48
うち実地調査等実施	5	26	47	0	0	26	47
土木部	6	17	24	0	0	17	24
うち実地調査等実施	6	17	24	0	0	17	24
企業局	2	1	8	0	0	1	8
うち実地調査等実施	1	1	8	0	0	1	8
病院局	7	10	125	13	14	23	139
うち実地調査等実施	6	10	125	11	12	21	137
教育委員会	8	86	459	0	0	86	459
うち実地調査等実施	7	79	417	0	0	79	417
警察本部	23	143	1,417	0	0	143	1,417
うち実地調査等実施	5	75	915	0	0	75	915
合計	71	396	3,315	30	33	426	3,348
うち実地調査等実施	44	316	2,752	19	20	335	2,772

平成22年5月1日現在（以下、各表では特に付記しない限り平成22年5月1日現在とする）

(注1) 県が所有し管理、運営している職員公舎（共済組合と賃貸借契約を結び、将来、県に譲渡予定の職員公舎を含む。）を「県有公舎」とする。

(注2) 県が賃貸住宅等を借り受けて職員公舎としている施設を「借上公舎」とする。

## 5 監査の実施

### (1) 実施期間

平成22年4月から平成23年3月まで

### (2) 監査の方法

提出された資料等に基づき、事務局職員が行った書面及び実地調査結果を踏まえ監査委員による書面監査を実施した。

## 第2 職員公舎の概要

### 1 設置目的及び種類

職員公舎は、職員の職務の能率的な遂行を確保し、県の事務及び事業の円滑な運営に資する目的をもって設置される（福島県職員公舎規則（昭和41年福島県規則第16号））。

同規則により、職員公舎は特別公舎と普通公舎の二種類に区分される。

特別公舎は、職務を遂行するために指定の場所に居住しなければならない職員の居住の用に供するために設置した職員公舎をいい、普通公舎は、特別公舎以外の職員公舎をいう。

職員公舎は県が建設又は所有する県有公舎のほか、職員の住居用として県が賃貸住宅等を借り受けた、いわゆる「借上公舎」がある。借上公舎についても同規則の規定が適用される。

なお、企業局及び病院局においては、おおむね県職員公舎規則に準じ、それぞれ職員公舎規程を定めている。

表2 職員公舎の種類

単位：棟、戸

種 類 等		設 置 部 局	施設数	戸数
特別公舎	職務遂行のため指定の場所に居住しなければならない職員のための公舎	知事部局（農林水産部）	11	11
		警察本部	1	1
		小計	12	12
普通公舎	特別公舎以外の公舎	知事部局（総務部、生活環境部、保健福祉部、農林水産部、土木部）	145	1,295
		企業局	1	8
		病院局	10	125
		教育委員会	86	459
		警察本部	142	1,416
	小計	384	3,303	
	民間賃貸住宅等を借上げ	知事部局（総務部、生活環境部、商工労働部）	17	19
病院局		13	14	
合計		小計	30	33
合計			426	3,348

### 2 設置及び入居の状況

#### (1) 部局等別の設置状況

職員公舎（以下「公舎」という）を設置し管理運営している部局等は、知事部局、企業局、病院局、教育委員会及び警察本部である。

426施設、3,348戸のうち、知事部局が173施設で1,325戸、警察本部が143施設で1,417戸、教育委員会が86施設で459戸となっている。

施設数では知事部局が40.6%を占め最も多いが、戸数では警察本部が42.3%と最も多くなっている。

表3 部局等別施設数及び設置戸数

単位：棟、戸、%

部局等	施設数		構成比	設置戸数		構成比
		うち借上			うち借上	
知事部局	173	17	40.6%	1,325	19	39.6%
企業局	1	0	0.2%	8	0	0.2%
病院局	23	13	5.4%	139	14	4.2%
教育委員会	86	0	20.2%	459	0	13.7%
警察本部	143	0	33.6%	1,417	0	42.3%
合計	426	30	100.0%	3,348	33	100.0%

各部局においては、管理職員用・一般職員用、世帯用・単身用等の別により、運用を行っている。また、特定の職種や業務を対象にした公舎もある。

なお、公舎管理責任者（以下「公舎管理者」という）は、関係の課長又は公所長となっている。ただし、福島市内の一部の公舎については、総務部長（施設管理課所管）、警察本部長（会計課所管）が公舎管理者となっている。

#### ア 知事部局

総務部の施設管理課及び県北を除く各地方振興局が管理運営する普通公舎が大部分を占めている。施設管理課は、福島市内の総務部設置公舎について管理運営を行っているほか、県職員公舎規則を所管している。

また、県外事務所が管理運営する公舎や首都圏への派遣研修者等を対象にした借上公舎がある。

このほか、農林水産部（試験場関係）、土木部（ダム関係）など各部において、それぞれ特定の業務や公所を対象にした公舎を設置している。

#### イ 企業局

工業用水道事業に伴う公舎を設置している。現在、管理運営しているのは、いわき事業所の1施設のみである。

#### ウ 病院局

医師公舎及び看護師公舎を設置している。医師公舎は、民間賃貸住宅や地元自治体が設置した住宅を借り受けて借上公舎としている事例が多い。

看護師公舎については、現在、運営されているのは南会津病院のみである。

#### エ 教育委員会

各教育事務所管内ごとに、教職員公舎のほか、県立高校長公舎、教育事務所長公舎等を設置している。教職員住宅は、教育事務所所在市町に設置されているケースが多い。県立高校長公舎は、木造一戸建てで県立高校所在市町村内に設置されている。すべて教育事務所長が公舎管理者となっている。

オ 警察本部

管内居住を原則とする警察官を対象にした集合住宅形態の公舎を、「待機宿舎」として各警察署管内ごとに設置している。また、各警察署ごとに木造一戸建ての署長公舎を設置している。一部警察署には副署長公舎、分庁舎所長公舎がある。本部職員を対象とする公舎は、警務部会計課が管理運営を行っている。

このほか、新採用職員が警察学校卒業後、初めて警察署等に配置された際には入寮を原則とし、福島市、郡山市、会津若松市及びいわき市に独身寮を設置している。

(2) 形態別の設置状況

ア 構造別

木造が169棟、RC（鉄筋コンクリート）造り等の非木造が227棟となっている。

木造の公舎は、出先機関の長、医師（病院局）、高校長（教育委員会）、警察署長（県警本部）等の管理職を対象にした、一戸建て形態のものに多い。

非木造の公舎は、2階から4階建ての集合住宅形態が一般的である。

表4 構造別設置数

単位：棟、%

部局等	施設数	うち木造	比率	うち木造以外 (RC造他)	比率
知事部局	156	54	34.6%	102	65.4%
企業局	1	0	0.0%	1	100.0%
病院局	10	3	30.0%	7	70.0%
教育委員会	86	65	75.6%	21	24.4%
警察本部	143	47	32.9%	96	67.1%
合計	396	169	42.7%	227	57.3%

借上公舎を除く（以下、各表では特に付記しない限り借上公舎を除く）

表5 一戸建て、集合住宅の別

単位：棟、%

部局等	施設数	うち一戸建て	比率	うち集合住宅	比率
知事部局	156	55	35.3%	101	64.7%
企業局	1	0	0	1	100.0%
病院局	10	3	30.0%	7	70.0%
教育委員会	86	65	75.6%	21	24.4%
警察本部	143	47	32.9%	96	67.1%
合計	396	170	42.9%	226	57.1%



イ 世帯・単身等別及び間取り

単身者用の公舎もあるが、多くは世帯用として整備されている。

同一の建物の中で、部屋数や畳数が少ない部屋を単身用として運用しているケースもあり、間取りによる区分は必ずしも明確でない。

単身での入居希望者への対応として、世帯用の1戸分を二つに区切って、単身用2戸として運用しているケースも一部ある。

そのほか、台所、洗面所、風呂、トイレ等を共同で使用する寮形式の公舎があるが、現在、そのような寮形式の公舎を運営しているのは、警察本部だけで、知事部局、病院局の寮は事実上休廃止の状態にあり、使用されていない。

表6 世帯・単身等別及び間取り

単位：棟、戸

部局等	種別	施設数	戸数（間取り別、台所を除く）					計
			1間	2間	3間	4間	5間	
知事部局	世帯用	136	0	24	843	148	4	1,019
	単身用	19	87	150	44	0	0	281
	寮	1	6	0	0	0	0	6
	借上	17	3	9	6	1	0	19
	計	173	96	183	893	149	4	1,325
企業局	世帯用	1	0	0	8	0	0	8
	単身用	0	0	0	0	0	0	0
	寮	0	0	0	0	0	0	0
	借上	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	8	0	0	8
病院局	世帯用	5	0	0	8	22	1	31
	単身用	2	27	9	0	0	0	36
	寮	3	58	0	0	0	0	58
	借上	13	2	6	4	2	0	14
	計	23	87	15	12	24	1	139
教育委員会	世帯用	85	0	1	362	55	1	419
	単身用	1	24	16	0	0	0	40
	寮	0	0	0	0	0	0	0
	借上	0	0	0	0	0	0	0
	計	86	24	17	362	55	1	459
警察本部	世帯用	138	0	78	951	263	1	1,293
	単身用	0	0	0	0	0	0	0
	寮	5	123	0	1	0	0	124
	借上	0	0	0	0	0	0	0
	計	143	123	78	952	263	1	1,417
合計	世帯用	365	0	103	2,172	488	7	2,770
	単身用	22	138	175	44	0	0	357
	寮	9	187	0	1	0	0	188
	借上	30	5	15	10	3	0	33
	計	426	330	293	2,227	491	7	3,348

借上公舎を含む

### (3) 設置及び廃止等の状況

#### ア 設置の状況（年次別）

設置年次別で見ると、表7のとおり昭和40年代が134施設、同50年代が135施設とこの年代に約7割が集中している。

なお、知事部局では平成14年度以降、教育委員会では平成13年度以降、警察本部では平成17年度以降に新たに建設された公舎はなかった。

表7 年次別設置施設数

単位：棟

部局等		昭和27年 ～29年	昭和30年 ～39年	昭和40年 ～49年	昭和50年 ～59年	昭和60年 ～63年	平成1年 ～9年	平成10年 ～16年	計
		(築58～ 56年)	(築55～ 46年)	(築45～ 36年)	(築35～ 26年)	(築25～ 22年)	(築21～ 13年)	(築12～ 6年)	
知事部局	木造	1	9	30	2	5	7	0	54
	非木造	0	10	42	34	2	10	4	102
	計	1	19	72	36	7	17	4	156
企業局	木造	0	0	0	0	0	0	0	0
	非木造	0	0	1	0	0	0	0	1
	計	0	0	1	0	0	0	0	1
病院局	木造	0	2	0	1	0	0	0	3
	非木造	0	1	2	2	0	2	0	7
	計	0	3	2	3	0	2	0	10
教育委員会	木造	0	1	11	42	7	3	1	65
	非木造	0	0	10	7	1	3	0	21
	計	0	1	21	49	8	6	1	86
警察本部	木造	0	0	10	18	2	10	7	47
	非木造	0	7	28	29	5	16	11	96
	計	0	7	38	47	7	26	18	143
合計	木造	1	12	51	63	14	20	8	169
	非木造	0	18	83	72	8	31	15	227
	計	1	30	134	135	22	51	23	396

(参考)

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）では、建物の耐用年数は、鉄筋コンクリート造で47年、木造で22年となっている。

イ 設置の状況（市町村別）

公舎の主な所在市町村を見ると、表8のとおり、地方振興局が置かれている合同庁舎の所在市町のほか、試験場、県立高校、警察署など県の公所が置かれた市町村に設置されている。

表8 市町村別設置施設数

単位：棟

部 局 等		知事部局	企業局	病院局	教育委員会	警察本部	計
県北	福島市	43	0	0	9	37	89
	伊達市	0	0	0	2	3	5
	その他	0	0	1	1	12	14
	計	43	0	1	12	52	108
県中	郡山市	17	0	0	13	19	49
	須賀川市	0	0	0	4	3	7
	石川町	0	0	0	2	3	5
	その他	2	0	0	3	5	10
	計	19	0	0	22	30	71
県南	白河市	3	0	0	4	2	9
	矢吹町	2	0	2	1	0	5
	西郷村	3	0	0	1	2	6
	棚倉町	1	0	0	1	2	4
	その他	0	0	0	1	0	1
	計	9	0	2	8	6	25
会津	会津若松市	18	0	5	7	9	39
	喜多方市	8	0	2	4	3	17
	猪苗代町	4	0	0	2	4	10
	会津坂下町	5	0	0	2	2	9
	三島町	2	0	3	0	0	5
	その他	0	0	0	4	3	7
	計	37	0	10	19	21	87
南会津	南会津町	9	0	2	5	2	18
	只見町	0	0	0	2	0	2
	その他	0	0	0	0	0	0
	計	9	0	2	7	2	20
相双	南相馬市	10	0	0	4	4	18
	相馬市	2	0	0	3	3	8
	大熊町	3	0	7	1	0	11
	富岡町	2	0	1	1	3	7
	その他	0	0	0	0	2	2
	計	17	0	8	9	12	46
いわき	いわき市	20	1	0	9	20	50
県外	県外事務所	19	0	0	0	0	19
合計		173	1	23	86	143	426

借上公舎を含む

ウ 新設及び廃止等の状況

公舎の過去5年間の新設、廃止等の状況は表9のとおりである。最近5年間に廃止された施設は、34施設(棟)、88戸に上る。

これに対し、最近5年間で新たに建設された県有公舎はなかった。

表9 新設、廃止等の施設数及び戸数

単位：棟、戸

種別	区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
設置数	施設数	0	0	0	0	3	3
	戸数	0	3	1	0	3	7
廃止数	施設数	0	8	8	13	5	34
	戸数	0	8	19	56	5	88
増減	施設数	0	-8	-8	-13	-2	-31
	戸数	0	-5	-18	-56	-2	-81

(注)平成18、19年度の戸数増は部屋割に伴うもの、平成21年度の施設数増は自然の家関係の既存公舎を県が直接管理することになったためのものであり、新たに建設されたものではない。

(4) 地域別、部局別の入居状況

地域別の入居状況は、表10のとおりとなっている。

入居率は、県全体としては県北地域、県南地域、会津地域では75%前後と低く、県中地域、南会津地域、相双地域、いわき地域で90%前後と高い傾向が見られる。本庁からの距離、通勤事情等様々な要因が考えられるが、入居率は設置戸数との関係もあり一律には比較できない。

つぎに、部局別に見ると、総じて警察本部の公舎は入居率が高い。これは、警察官の待機宿舎としての性格を持つことによるものと思われる。知事部局、教育委員会は、それぞれ78.0%、77.3%で、ほぼ同様の傾向となっている。病院局は全体で34.5%と低い、事実上閉鎖されている看護師宿舎を有しているためである。

表10 地域別の設置戸数及び入居率

単位：戸、%

部局等	設置・入居	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	県外	計
知事部局	設置戸数	409	117	56	291	133	146	140	33	1,325
	入居戸数	270	104	40	203	122	135	127	32	1,033
	入居率	66.0%	88.9%	71.4%	69.8%	91.7%	92.5%	90.7%	97.0%	78.0%
企業局	設置戸数	0	0	0	0	0	0	8	0	8
	入居戸数	0	0	0	0	0	0	8	0	8
	入居率	—	—	—	—	—	—	100.0%	—	100.0%
病院局	設置戸数	1	0	21	75	34	8	0	0	139
	入居戸数	1	0	1	17	21	8	0	0	48
	入居率	100.0%	—	4.8%	22.7%	61.8%	100.0%	—	—	34.5%
教育委員会	設置戸数	119	111	23	85	42	24	55	0	459
	入居戸数	71	84	21	70	38	20	51	0	355
	入居率	59.7%	75.7%	91.3%	82.4%	90.5%	83.3%	92.7%	—	77.3%
警察本部	設置戸数	535	288	70	179	13	100	232	0	1,417
	入居戸数	447	269	68	176	13	98	205	0	1,276
	入居率	83.6%	93.4%	97.1%	98.3%	100.0%	98.0%	88.4%	—	90.0%
合計	設置戸数	1,064	516	170	630	222	278	435	33	3,348
	入居戸数	789	457	130	466	194	261	391	32	2,720
	入居率	74.2%	88.6%	76.5%	74.0%	87.4%	93.9%	89.9%	97.0%	81.2%
構成比(設置)		31.8%	15.4%	5.1%	18.8%	6.6%	8.3%	13.0%	1.0%	100.0%

借上公舎を含む

### (5) 入居率の推移

公舎の入居率は、表11のとおり、平成22年度が81.2%で、平成17年度の入居率88.0%と比べ6年間で6.8%低下している。

なお、設置戸数も平成22年度の3,348戸に対し、平成17年度が3,433戸と、85戸、2.4%減少しており、入居者実数は総体として減少してきていると思われる。

表11 部局等別の設置戸数及び入居率

単位：戸、%

種別	設置・入居	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
知事部局	設置戸数	1,405	1,404	1,396	1,381	1,326	1,325
	入居率	85.5%	84.2%	82.1%	83.8%	80.1%	78.0%
企業局	設置戸数	8	8	8	8	8	8
	入居率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
病院局	設置戸数	143	145	141	140	139	139
	入居率	49.7%	42.1%	39.0%	44.3%	37.4%	34.5%
教育委員会	設置戸数	465	465	462	459	459	459
	入居率	87.1%	87.3%	87.4%	83.4%	78.4%	77.3%
警察本部	設置戸数	1,412	1,415	1,416	1,416	1,416	1,417
	入居率	94.6%	93.4%	94.6%	91.1%	90.5%	90.0%
合計	設置戸数	3,433	3,437	3,423	3,404	3,348	3,348
	入居率	88.0%	86.6%	86.3%	85.2%	82.6%	81.2%

借上公舎を含む

### (6) 経過年数別の施設及び入居状況

設置後の経過年数別に入居率を見ると、新しい公舎は入居率が高く、古い公舎は入居率が低い傾向がうかがえる。

表12 経過年数別設置戸数及び入居率

単位：戸、%

	経過年数	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上	合計
	建築年次	平成13～	平成3年 ～12年	昭和56年 ～平成2年	昭和46年 ～昭和55年	昭和36年 ～昭和45年	～昭和35年	
知事部局	設置戸数	24	195	284	496	282	25	1,306
	入居戸数	24	187	230	387	182	4	1,014
	入居率	100.0%	95.9%	81.0%	78.0%	64.5%	16.0%	77.6%
企業局	設置戸数	0	0	0	0	8	0	8
	入居戸数	0	0	0	0	8	0	8
	入居率	—	—	—	—	100.0%	—	100.0%
病院局	設置戸数	0	34	19	12	59	1	125
	入居戸数	0	21	9	3	0	1	34
	入居率	—	61.8%	47.4%	25.0%	0.0%	100.0%	27.2%
教育委員会	設置戸数	1	69	133	124	131	1	459
	入居戸数	1	54	116	96	88	0	355
	入居率	100.0%	78.3%	87.2%	77.4%	67.2%	0.0%	77.3%
警察本部	設置戸数	60	345	328	421	231	32	1,417
	入居戸数	59	328	312	382	170	25	1,276
	入居率	98.3%	95.1%	95.1%	90.7%	73.6%	78.1%	90.0%
合計	設置戸数	85	643	764	1,053	711	59	3,315
	入居戸数	84	590	667	868	448	30	2,687
	入居率	98.8%	91.8%	87.3%	82.4%	63.0%	50.8%	81.1%

(7) 入居率の低い公舎の状況

集合住宅形態の公舎で入居者が全くいなかった公舎は表13のとおり、合計で14施設、入居者はいるものの入居率が50%に満たない公舎は14施設あった。また、一戸建ての公舎で空き室(家)となっているのは52施設あった。

表13 入居者なし又は入居率50%未満の施設数

単位：棟、%

部局等	区分	世帯用	単身用	寮	計	
知事部局	入居者なし	一戸建て	25	0	0	25
		集合住宅	9	0	1	10
	入居率50%未満	集合住宅	9	0	0	9
企業局	入居者なし	一戸建て	0	0	0	0
		集合住宅	0	0	0	0
	入居率50%未満	集合住宅	0	0	0	0
病院局	入居者なし	一戸建て	2	0	0	2
		集合住宅	0	0	3	3
	入居率50%未満	集合住宅	1	1	0	2
教育委員会	入居者なし	一戸建て	19	0	0	19
		集合住宅	1	0	0	1
	入居率50%未満	集合住宅	0	0	0	0
警察本部	入居者なし	一戸建て	6	0	0	6
		集合住宅	0	0	0	0
	入居率50%未満	集合住宅	3	0	0	3
合計	入居者なし	一戸建て	52	0	0	52
		集合住宅	10	0	4	14
	入居率50%未満	集合住宅	13	1	0	14

(8) 空き室の状況

空き室の状況は、表14のとおりで、合計628戸分の空き室があった。1年以上（3年未満）空き室となっている戸数は公舎の戸数全体の7.3%（241戸）、3年以上空き室となっている戸数は6.8%（227戸）で、両方合わせて1年以上空き室となっている戸数は、公舎全体の14.1%（468戸）に上る。

表14 継続的空き室（家）戸数

単位：戸、%

部局等	空き家（室）期間	世帯用	単身用	寮	計
知事部局	1年未満	66	7	0	73
	1年以上3年未満	104	15	0	119
	3年以上	87	7	6	100
	計	257	29	6	292
企業局	1年未満	0	0	0	0
	1年以上3年未満	0	0	0	0
	3年以上	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
病院局	1年未満	3	6	0	9
	1年以上3年未満	6	7	0	13
	3年以上	8	3	58	69
	計	17	16	58	91
教育委員会	1年未満	18	4	0	22
	1年以上3年未満	45	3	0	48
	3年以上	33	1	0	34
	計	96	8	0	104
警察本部	1年未満	48	0	8	56
	1年以上3年未満	53	0	8	61
	3年以上	17	0	7	24
	計	118	0	23	141
合計	1年未満	135	17	8	160
	1年以上3年未満	208	25	8	241
	3年以上	145	11	71	227
	計	488	53	87	628
設置数に占める割合	1年未満	4.9%	4.8%	4.3%	4.8%
	1年以上3年未満	7.5%	7.0%	4.3%	7.3%
	3年以上	5.2%	3.1%	37.8%	6.8%
	計	17.6%	14.8%	46.3%	18.9%
設置数		2,770	357	188	3,315

### 3 入居料

入居料は1平方メートル当たりの基準使用料に、公舎の延べ面積を乗じた額が徴収されている。

基準使用料は非木造の場合で277円、木造で220円（延べ面積80㎡未満の場合は190円）となっている。入居料別に公舎の設置戸数を見ると、表15のとおり、世帯用公舎の場合、10,000円以上15,000円未満の公舎が最も多く、次いで5,000円以上10,000円未満となっている。

なお、入居料は、公舎の建築後経過年数により一定額を控除して算定されることになっている。

表15 入居料（使用料）別の設置戸数

単位：戸

区分		無料及び全額免除 (注1)	5千円 未満	5千円 以上 1万円 未満	1万円 以上 1.5万円 未満	1.5万円 以上 2万円 未満	2万円 以上 3万円 未満	3万円 以上	その他 (注2)	計
県有 公舎	世帯用	18	0	1,155	1,205	382	5	1	4	2,770
	単身用	0	6	271	80	0	0	0	0	357
	寮	0	123	0	1	0	0	0	64	188
	計	18	129	1,426	1,286	382	5	1	68	3,315
借上 公舎	世帯用	9	0	4	7	3	0	0	0	23
	単身用	4	0	6	0	0	0	0	0	10
	寮	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	13	0	10	7	3	0	0	0	33
合計	世帯用	27	0	1,159	1,212	385	5	1	4	2,793
	単身用	4	6	277	80	0	0	0	0	367
	寮	0	123	0	1	0	0	0	64	188
	計	31	129	1,436	1,293	385	5	1	68	3,348

借上公舎を含む

(注1) 無料及び全額免除：職務遂行の必要から設置した特別公舎及び医師待機度合により全額免除した医師公舎。

(注2) その他：老朽化により事実上利用されていない等の理由から、入居料収入を見込んでいない公舎。



#### 4 入居料収入の状況

公舎の入居料（使用料）は、表16のとおり平成18年度にやや減少したが19年度から21年度までは増加し、21年度は363,569千円と、平成17年度と比べ10.8%の増となっている。

入居者数は減少しているが、平成19年5月1日に入居料の改定が行われたことから、収入は増加したものである。

なお、平成19年度の入居料改定は、21年4月までに基準使用料を31.28%（非木造の場合）引き上げることとし、毎年3分の1ずつ引き上げることによって行われたものである。

表16 入居料（使用料）収入の推移

単位：千円

部 局 等	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
知 事 部 局	135,404	130,899	134,170	139,981	143,779
企 業 局	7,590	7,590	8,160	8,730	9,300
病 院 局	3,471	3,473	2,943	3,319	2,789
教 育 委 員 会	46,591	47,202	49,153	48,889	50,000
警 察 本 部	135,192	133,326	143,476	152,092	157,701
合 計	328,248	322,490	337,902	353,011	363,569
17年度対比	100.0%	98.2%	102.9%	107.5%	110.8%

借上公舎を含む

#### 5 維持管理経費の状況

新築、増改築等の経費は施設を必要とする部局において予算化されるが、通常の修繕は、企業局、病院局を除き、土木部の各建設事務所において行われ、予算も土木部で措置されている。

照会に対し各部局から回答のあった修繕費等を合計すると、修繕・工事費は平成17年度に317,588千円であったが、平成21年度は194,439千円と、5年間で38%、123,149千円減少している。

表17 維持管理経費

単位：千円

種 別	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
修 繕 ・ 工 事 費	317,588	311,918	305,035	241,634	194,439
保 守 ・ 点 検 料	8,955	9,045	6,852	7,992	8,243
管 理 等 委 託 費	61,347	50,889	49,547	43,872	41,554
土 地 等 借 上 料	53,633	52,107	56,902	57,888	60,579
下 水 道 負 担 金	723	331	673	1,128	1,114
そ の 他	1,453	0	833	620	1,257
合 計	443,699	424,290	419,842	353,134	307,186
17年度対比	100.0%	95.6%	94.6%	79.6%	69.2%

借上公舎を含む

### 第3 監査の結果と意見

職員公舎の管理運営についての監査結果は、以下のとおりである。

なお、実地調査等を行った公舎の状況については、別表のとおりである。

#### 1 適切な財産管理について

##### (1) 職員公舎規則等に基づく適正な事務手続の実施

###### ア 公舎台帳の整備、入居状況の報告等

###### (ア) 公舎台帳の整備

公舎管理者は、職員公舎規則等の規定により公舎台帳を備え、公舎の維持及び管理に関して必要な事項を記載しなければならないとされている。

当該公舎台帳の調製状況を調査した結果、おおむね適正に処理されていたが、公舎台帳と県有財産台帳（企業局、病院局にあつては固定資産台帳）との記載事項の不一致や公舎台帳の記載漏れ等が一部の機関において見られた。

###### 【意見】

公舎は長年にわたって利用されるものであり、管理及び利用状況を明らかにする公舎台帳の整備、引継ぎには、なお万全を期されたい。

###### (イ) 入居状況の報告

公舎管理者は、職員公舎規則に基づき、入居状況について年2回（5月及び11月）総務部長へ報告することとされているが、一部の機関において報告漏れがあり、また借上公舎については報告されていなかった。

###### 【意見】

職員公舎の有効かつ効率的な利用のためには、公舎全体の状況把握に努めるべきである。

###### (改善又は検討を要する事項)

職員公舎規則に基づく入居状況報告が漏れなく行われるよう、徹底する必要がある。また借上公舎についても同様である。 [知事部局総務部]

###### イ 入退居等に関する事務手続

職員公舎規則により、入居希望者は、公舎使用承認申請書を公舎管理者に提出しその承認を受けなければならないとされているが、公舎管理者は、公舎の使用を承認したときは公舎使用承認書を交付するものとするとしている。

また、入居者は、その使用に係る公舎を明け渡そうとするときは、明渡しの日の5日前までに退居届を公舎管理責任者に提出しなければならないとされている。これらの入退居手続については、規則に基づきおおむね適正に処理されていた。

なお、退居時の検査については、ほとんどの機関において任意様式で公舎退居チェックリストを作成し、退居者に自己チェックさせた上で公舎管理者が実地検

査を行っていた。

**【意見】**

公舎退居チェックリストについて、警察本部では、当該リストに検査結果記入欄（是正内容の記録も含む）を設定していた。当該リストは任意様式ではあるが、あらかじめ様式に記入欄を設けることにより、検査結果を適切に記録、復命でき、さらには後日のトラブル防止等にもつながることから、他の部局においても参考にされたい。

**（２）建物、敷地等の適切な維持管理の実施**

**ア 空き室（家）の適切な管理**

空き室は合計６２８戸あり、うち２２７戸は３年以上空き室となっている。

空き室は、多くの場合、毎年行われる建築物等調査点検時のほか公舎管理担当者が他の用務の折に立ち寄るなどして点検してはいるものの、換気等が十分には行われていないこともあり、臭気やカビの発生、害虫の侵入が見受けられ、部屋内部及び設備が傷んでいたり、壁紙がはがれてきているところもあった。こうした環境の劣化が一因となり、空き室が継続するという悪循環にもなっていると思われる。一戸建てについては、昭和３０年代及び４０年代に建てられた公舎に老朽空き公舎が多く見られ、中には、壁や屋根の老朽化が著しく廃屋状態のものや、不審者の不法侵入や野生動物の侵入痕跡があったものも見られた。

また、入居者が著しく少なくなったり空き屋となった公舎敷地の多くは雑草や雑木、庭木が繁茂しており、近隣の住民から苦情が寄せられているところもあった。

なお、集合住宅で建物全体が空き室又は利用度が著しく低下している公舎についてであるが、施設管理課の上浜町公舎（３棟）は現在入居制限中でほとんど空き状態であり、県北教育事務所の南沢又教職員住宅は平成２２年４月末で全員退居している。警察本部会計課の古川Ｃ待機宿舎もほとんど空き状態であった。いずれも老朽化が著しく、入居を制限していたもので、今後処分等が検討される予定となっている。

また、矢吹病院の看護師宿舎については事実上閉鎖している状況であり、会津総合病院、宮下病院の看護師宿舎も老朽化が著しく入居者はいないが、倉庫、看護師休憩室等、他用途に利用している状況であった。

**【意見】**

空き室（家）について、今後も公舎として利用する予定のものは、良好な状態を保つよう維持管理に努めるべきである。

また、公舎としての利用を行わない場合には、公舎の用途を廃止した上、取壊し等の処分対象の普通財産として管理するなど、実情に即した適切な管理方法を検討されたい。

なお、いずれの場合も、防火対策や侵入者防止対策等の防災・安全管理に十分に留意されたい。

## イ 修繕等の実施状況

企業局及び病院局においては、自ら必要な修繕工事を発注しているが、それ以外の部局では、各公舎管理者が必要の都度修繕等を建設事務所へ依頼し、建設事務所では予算の範囲内において必要な修繕等を行っている。

また、毎年1回、各公舎管理者は建築物等調査点検を実施の上、土木部へ点検表を提出し、土木部建設事務所では、当該点検表を基に修繕等を行っている。

修繕等の実施状況については、一部に外壁の塗装剥落や物置の屋根の破損が見られるなど、予算上の制約等もあり十分には行われていない箇所も見られたものの、おおむね建築物等調査点検表などに基づき計画的に修繕等が行われているものと認められた。ただし、畳の更新について建設事務所で計画を策定して実施しているが、当該計画について公舎管理者が十分には承知していないことがあるなど、公舎の修繕実施計画については、必ずしも建設事務所との連携が十分であるとはいえない状況があった。

### 【意見】

各公舎管理者は、公舎の修繕等について、建設事務所と十分に連携を図るべきである。

## ウ 入居者への適切な指導

入居者が負担すべき経費等については、県職員公舎規則に規定されており、具体的には壁・戸・障子・ふすま等の造作の部分的修繕費用、障子・ふすまの張替費用等とされ、また、各公舎管理者が定める運用基準等により、建具、電気設備、給排水、衛生設備関係の補修等に関する費用や敷地の整地保全、除草、樹木の整枝についても入居者の負担とされている。

これら入居者が負担すべき内容については、入居時に文書等により通知されているが、ふすま張替えや各設備不良の修理負担に関する理解不足や、雑草・樹木等の繁茂、壊れた自転車の駐輪場等への放置、階段や廊下の清掃不十分などが見られ、必ずしも入居者には十分に徹底していないように見受けられた。

### 【意見】

公舎管理者は、入居者の責務について、随時、より分かりやすい説明書を配付したり、適時に除草呼び掛けを行うなど、入居者へ適切な指導を行うべきである。

## エ 公舎管理者と入居者自治会との協力

集合住宅形態の公舎においては、入居者により自治会等の自治組織（以下「自治会」とする）が作られ代表者が置かれている。

日ごろの管理はもとより、公舎共有部分の汚れやゴミ、敷地の雑草繁茂、樹木枝葉の隣地への越境等、各種問題が生じた際には自治会と公舎管理者間の協力や連絡調整は欠かせないものとなっている。

病院局では、管理規程で準則を示し、各公舎ごとの自治組織の設置、役割等を明文化しており、警察本部では、自治会とは必要な都度連絡調整が行われており、地域住民が行う一斉清掃への参加等も促している。

その他の部局においては、おおむね自治会を把握していたが、情報交換や連絡調整の密度はまちまちであった。

なお、公舎管理者も地域における施設の設置・管理者として、地域の町内会等のコミュニティとの協力が必要であるが、関係町内会の状況や、入居者（自治会）の当該町内会への参画状況については、必ずしも十分に把握していないところが見られた。

**【意見】**

入居者及び自治会と公舎管理者相互の情報連絡に関する手順を定めたり、入居者による自治会設置や地域コミュニティとの協力に関する規定を設けたりするなど、良好な居住環境の保持のため、公舎管理者と入居者自治会との協力が図られるような工夫を行っていくべきである。

## 2 防災・安全対策について

### (1) 防火対策

消防法（昭和23年法律第186号）の規定により、50人以上が居住する共同住宅については、防火管理者の設置及び避難訓練の実施が義務付けられており、延べ面積が150㎡以上の共同住宅には消火器を設置しなければならないこととされている。ただし、建築年次や建物構造等により取扱いが異なる。

郡山警察署の上荒井田待機宿舎（4棟）のように、消防法に基づき防火管理者を設置し、消防計画を作成の上、避難訓練を実施するなど、公舎管理者として自治会を指導しながら、防火・防災対策に万全を期しているところもあったが、今回の監査を機に、防火管理者の設置や消火器の設置等に関する消防法の詳細について認識を新たにした公舎管理担当者が多かった。

なお、住宅用火災警報器については、既存の住宅は平成23年5月31日までに設置する義務があるが、ほとんどの機関は既に設置しており、未設置の機関についても今年度中には設置する予定であった。

**【意見】**

各公舎管理責任者は、消防法の規定に基づく防火管理者の設置及び消火器の設置等について、改めて所管する消防署に確認の上、防火・防災対策に万全を期されたい。

### (2) 耐震対策の推進

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）によると、3階以上かつ延床面積が千平方メートル以上の共同住宅は耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされている。

本県では、平成27年度までに耐震化率90%以上を目標とする「福島県県有建築物の耐震改修計画」（平成19年2月1日）に基づき、旧耐震基準（昭和56年以前の基準）による建築物の耐震対策を進めている。

当該計画により、旧耐震基準により建築された33棟について耐震診断を実施していた。

耐震診断の結果、改修を行う必要がある公舎は8棟となっている。これらの公舎については耐震改修計画に基づき、今後、改修するとしている。については計画の進捗に万全を期されたい。

### 3 入居料等について

#### (1) 入居料の算定及び徴収

個々の公舎の入居料は、各公舎管理者が、職員公舎規則に基づき、一平方メートル当たりの基準使用料に延べ面積を乗じて月額を算定し、決定している。徴収は納入通知書により行われ、所属において給料から控除するか、入居者本人が金融機関に払い込むかして納入されている。入居者の失念等により納期限後納付となった事例はあるがわずかで、調査時点において長期未収金はなかった。

#### (2) 入居料の在り方

##### ア 入居料の検討及び見直しについて

現在の入居料は平成19年5月に改定されたものである。31.28%（非木造の場合）の高率改定となり、平成21年4月までに段階的に引き上げられた。この改定は、平成4年7月以来の15年ぶりの見直しであった。入居料の基礎となる1平方メートル当たりの基準使用料は、県内の標準的な公舎の建築物償却費、修繕費、固定資産税相当額、管理事務費を基礎に算定したものとされており、県内、県外の別なく一律の額が適用されている。

国家公務員宿舎法に基づく宿舎を設置している国においては、平成16年4月に、使用料を民間社宅並みの水準とする平均約25%の改定を行っている。使用料は、同法により標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代、火災保険料等を基礎に算定される。同改定では東京都特別区など大都市地域とそれ以外の地域で適用される基準使用料には、地域の地代等が反映されているとされ差異が設けられている。

なお、算定要素に変動が生じた場合や国有財産台帳価格の改定時（5年ごと）に見直しの検討を行うとしている。現在、財務省では、償却費にとどまらず人件費や廃止後の解体費用等も含めた総合的なライフサイクルコストの把握や軽減等を内容とする国有財産の最適化戦略の下、国家公務員宿舎についても、前回の改定によりおおむね民間社宅賃料と同水準となっているものの、歳出におおむね見合う歳入を使用料収入で得ることを念頭に引き上げを検討中としている。

##### 【意見】

公舎の入居料については、県有財産の適切な維持保全のための総合的なコスト把握、更には県外大都市地域における入居料水準を含めた民間社宅や国、他都道府県の公務員宿舎など類似施設との比較・均衡も踏まえ、適正な使用者負担の観点から、検証、検討を行っていくべきである。

## イ 独身者の居住の用に供する公舎について

独身者の居住の用に設置された公舎の入居料月額については、職員公舎規則により、一律一人3,150円の定額（非木造の場合）とされている。

こうした独身者専用の公舎（いわゆる独身寮）は、現在、警察本部のみでの運営となっており、県内に五つの施設がある。

これら、独身寮の現状を見ると、管理人（寮母）は、平成17年度までに順次廃止され、いずれの寮も、かつてのように寮母が常駐し食事等を供する運営形態ではなくなっている。多くは相部屋で部屋以外の施設は共用となっているが、管理上の課題から、寮母廃止後も、浴室など共用部分の清掃等を県が定期的に民間事業者に委託している実情がある。また、調理施設が閉鎖され自炊も不可能な施設もある。

一方、従来<sup>の</sup>寮とは異なり、個室となっており、各個室に風呂、炊事施設を有する新しい寮もある。

### 【意見】

独身者の居住の用に設置された公舎については、実情の変化を踏まえ、適切な維持管理と良好な生活環境の保持及び適正な使用者負担の観点から、入居料を含めその在り方を検討すべきである。

## (3) 自動車の保管場所に対する使用料の徴収

国家公務員の宿舎では、国家公務員宿舎法に基づき、自動車の保管場所に対し施設の差異、立地条件等に応じ、宿舎の使用料の一部としてその負担が課されている。また、県営住宅でも、駐車場の使用料を徴収している。

本県においては、厳しい財政状況を踏まえ、財政構造改革プログラムを策定し、歳入確保として、使用料、手数料等の受益者負担の適正化に取り組んでいる。公舎の入居料については平成19年度に引上げの見直しが行われているが、入居料等には、自動車の保管場所の有無等は反映されていない。

各公舎の現状を見ると、近年になって建設された公舎では、舗装や白線が施された駐車場が整備されている。しかし、それ以前の多くの公舎では、特に駐車場として整備されることなく、建物周りのスペースが自動車の保管場所として利用されているケースがほとんどである。その場合、十分なスペースを有する公舎もあるが、敷地が狭隘<sup>あ</sup>いで過密に駐車しており出入りが困難な公舎もあった。また、入居者数に見合うスペースがない公舎、駐車が全く不可能な公舎もあった。

こうした現状の中で、駐車場の整備状態の不均衡、公舎敷地に駐車ができず他の土地を借りている入居者がいる不均衡、緊急時の通路確保など安全管理の問題、また駐車場がある場合に白線の引き直しなど駐車施設の維持更新に対する入居者負担の在り方など多くの問題が生じている。

なお、駐車できない公舎については、入居率が低下する傾向も見受けられた。

### 【意見】

#### (改善又は検討を要する事項)

公舎の自動車の保管場所については、適正な使用者負担の観点から、整備状況に応じた使用料の徴収を早急に検討する必要がある。

[知事部局総務部、企業局、病院局] ；

なお、その上で、入居者が利用可能な近隣の民間駐車場の状況を含め、自動車の保管場所がないか又は不足しており、公舎としての有効活用が見込めない公舎については、自動車の保管場所がある他の公舎との統合や縮小、廃止等の検討を行っていくべきである。

#### (4) その他の使用者負担

入居料以外に、職員公舎規則では、公舎の維持及び管理に関し通常必要とする経費のうち、障子・ふすまの張替費用や部分的修繕、電気・水道料など入居者の負担とする経費を定めている（前述1-(2)-エ）。これら経費については、通常、入居者が直接対応しており、共有部分の電気料等も多くは入居者自治会が会費により直接支払っていた。

ところで、借上公舎についても職員公舎規則の規定が適用されることになっているが、規則では適用するとしているだけで借上公舎のための特別な取扱規定はない。しかし、賃貸借契約は県と貸主との間で交わされるため、県有公舎の場合に生じない事項に留意が必要である。契約に含まれていた共益費について、入居者本人から負担を求めておらず、後日、入居時にさかのぼって本人から徴収した事例があった。また、近年の賃貸物件では、空調設備をはじめ通常の県有公舎を超える設備がなされているものもある。借上公舎の契約では、商慣習や賃貸住宅の多様化などにより、様々な経費が発生するケースが考えられ、県と入居者との経費負担等について疑義が生じたり、取扱いに差異が生じないようにしておく必要があると思われる。

次に、公舎の設備などの差異による便益、利便性に対する負担について述べたい。自動車の保管場所の有無や駐車場としての整備状況に応じた負担の在り方については前述したが、風呂釜にシャワーが付いていない、便所が和式で子供が使いにくいなどの理由により、入居が敬遠されている事例があった。各公舎管理者とも改善に努めているものの、予算の確保や建物の構造的な制約から改修が進まない事情がある。また、壁紙、床材、流し台等が劣化している部屋も敬遠されがちである。一方、台所も含めた給湯設備が整備された公舎もある。入居料は、建築後の経過年数に応じて減額されているが、建築年代に応じた一律のもので、必ずしも個々の設備の整備状況に応じたものとはなっていない。空調設備がある場合に入居料を割り増す規定があるが、東京都内などごく一部のケースにとどまる。なお、新しい公舎は総じて設備が良く入居料が高めであるが、築10年未満の公舎が98.8%、築10年以上20年未満が91.7%と、入居率が高かった。

#### 【意見】

借上公舎に係る使用者負担については、取扱規程を整備しておくべきである。

また、職員のニーズを踏まえ公舎の利用度を高める整備を行うとともに、便益に応じた適正な使用者負担の在り方を検討していくべきである。



#### 4 有効かつ効率的な活用について

##### (1) 公舎の設置状況及び入居状況

公舎の入居率は、調査を行った平成17年度以降、各部局とも低下傾向にある。この間、新たに建設された公舎はなかった。

一方、平成17年度から21年度までの5年間に廃止された公舎は、35施設に上っている。22年度も取壊し等の処分が行われている施設があり、おおむね、入居状況を踏まえた対応が行われていると認められる。

しかし、入居率の低下は、このように施設数が減少している中で生じており、1年以上継続して入居者がいない空き室は設置戸数の14.6%、468戸に上っている。

また、入居率が高い警察本部と知事部局、教育委員会との間では10%を超える入居率の開きがあるなど部局による相違、相双地域の入居率に比べ県北地域は20%低いなど地域による違い、更には地域内において入居率100%の公舎がある一方で50%に満たない公舎が混在するなど、公舎全体が経済的、効率的な配置状況になっているとは言い難い。

そのため、今後は、既存施設の有効かつ効率的利用を全庁的に強力に進めていくことが望まれる。

##### (2) 部局間、公舎管理者間の連携及び相互利用

同一通勤圏と思われる地域において、設置部局あるいは公舎管理者を異にする公舎によって入居率が高い公舎と低い公舎が併存しているケースが各地域で見られた。そうした中で、南会津地方振興局管理の公舎であるが8戸のうち6戸を教職員の利用に供している例（南郷2階公舎）、企業局いわき事業所管理の公舎であるが知事部局、教育委員会職員の入居を認めている例（下神白公舎）など、ごく一部の事例を除き、相互利用がなされていなかった。

各公舎管理者間で、互いの公舎の入居状況等に関する情報交換も、ほとんど行われていなかった。

##### 【意見】

県有財産の有効活用の観点から、空き室については、支障がない限り、部局あるいは公舎管理者を超えた相互利用を積極的に進めるべきである。

##### (改善又は検討を要する事項)

部局間及び各地域の公舎管理者間で、相互の公舎に関する情報交換を行うとともに、可能なものについては相互利用を積極的に進める必要がある。

[知事部局、企業局、病院局、教育委員会、警察本部]

##### (3) 世帯用公舎の運用

公舎は多くが世帯用となっており、各公舎管理者は、家族数などの事情を考慮して入居者を選考しているが、空き室がある場合は、単身者であっても世帯用の公舎に入居させる運用を行っている。

なお、入居料は、当該世帯用公舎の規定の額が徴収されている。

このような運用の結果、各部局では、世帯用公舎のうちおおむね4割から5割に単身者が入居しており、家族の移転を伴わない単身での赴任増加に対応し、既存公舎の有効利用を図る運用を行っている事情がうかがえる。

#### (4) 他用途施設としての活用

公舎として利用を続ける場合にあっても、公所の減少等地域の状況によっては、公舎の一部が継続的に空き室となることが考えられる。また、公舎を廃止した場合も、費用確保や敷地の状況等から、直ちに解体、売払い等の処分に至らず、建物の管理を継続するケースが、今後増えると思われる。

このような場合に、現在、他の用途で利用している事例として、書類や物品を保管する書庫・倉庫としての利用、交替勤務の看護師の一時待機場所としての利用(看護師宿舎が病院の建物と一体)、宿泊訓練での利用(福祉関係の県事業)、が一部で見られたが、所属内での利用等にとどまっております事例としてもわずかである。

他の用途での利用に当たっては、老朽化の状況、利用や改修に当たっての費用負担、防犯・防火等の安全管理、用途変更その他の調整など課題も多いことから、多くは空き室(家)のままの管理となっているのが実情である。

#### 【意見】

使用されていない公舎の施設について、財産の有効活用の観点から、部局を超えた利用はもとより、地域の公共的な利用等を含め、他用途利用について積極的かつ柔軟に検討を進めるべきである。

### 5 今後の公舎の在り方について

#### (1) 公舎を巡る状況の変化

公舎は、職員の職務の能率的な遂行を確保し、県の事務及び事業の円滑な運営に資する目的をもって設置される。具体的には、研究施設などの公所に近接して居住する必要がある場合や、在勤地における住宅が不足し円滑な業務運営に支障となるおそれがある場合などに設置されてきた。

しかし、こうして昭和40年代、50年代をピークに建設されてきた公舎を巡る状況は、今日、様変わりしている。

一つは、交通網の充実と情報通信の発達である。新幹線の開通、高速道路網の延伸、道路改良による冬季の交通事情改善等により、通勤可能範囲が広がり、職員の採用、配置替えに当たって転居を必要としないケースが増えている。また、情報通信の発達は、距離的制約を縮小させている。

二つには、消費生活の利便性の向上と多様化がある。賃貸住宅も例外ではなく、質、量の面での充実が見られ、職員のライフスタイルや選好が多様化している。多くの公舎が耐用年数を迎つつあり、施設、設備が老朽化し、職員から敬遠されることもある。

こうした二つの変化は、地域による程度の差や一部の例外はあるものの、県内全体で見られ、その結果、職員の異動に当たって、遠距離通勤、民間賃貸住宅入居など公舎入居以外の選択肢が増え、家族の転居を伴わない単身赴任も増えている。

更に、再編・統合等組織のスリム化が進められ、職員数も、警察本部を除き各部局で減少してきている。

このような結果、公舎間の入居率のアンバランスや、全体としての入居率低下が生じている。

なお、職員の管内居住を原則としている警察本部の待機宿舎は、総じて入居率が高い。しかし、老朽化や立地条件により入居率が著しく低下している待機宿舎も一部に生じており、今後の整備、管理運営に当たっては、こうした時代の変化や職員の意識の変化に留意すべきである。

## (2) 設置及び管理の在り方

### ア 既存公舎の現状把握

公舎設置部局の所管課及び各公舎管理者は、公舎の入居状況、建物の状況等を常に点検・把握し、地域の状況ほか公舎を取り巻く状況変化等を踏まえた検討、整理を行い、公舎の配置、維持、管理運営について常に最適化を図っていく必要がある。

現状及びこれに対する意見等は、以下のとおりである。

#### (ア) 公舎の入居状況等の把握

総務部施設管理課では年2回、各公舎管理者から公舎の入居状況報告を求めているが、一部部局からの報告漏れがあり、借上公舎については報告されていなかった(前述1-(1)-ア-(イ))など、公舎の状況把握が十分ではなかった。

また、公舎の管理運営に関し、部局や公舎管理者を超えた情報交換や意見交換の場がないこともあり、当該報告データの活用は施設管理課内など一部にとどまり、必ずしも全庁的な活用がなされているとはいえなかった。

なお、企業局、病院局の公舎は、上記報告の対象となっておらず、知事部局等との情報の集約や交換は十分に行われていなかった。

#### 【意見】

県公舎全体の有効利用及び管理運営の最適化を進めるため、部局を超えた入居状況等の情報集約が行われるべきである。

#### (改善又は検討を要する事項)

部局間での公舎の入居状況等の情報集約及び分析を十分に行い、各部局及び公舎管理者に積極的に提供していく必要がある。

[知事部局、企業局、病院局]

#### (イ) 一戸建て公舎の見直し

一戸建て公舎は全体で170施設あるが、平成22年5月1日現在、52施設が空き家となっている。

こうした現状を踏まえ、知事部局、教育委員会では、木造一戸建ての管理職向け公舎を整理縮小し、順次、処分を行っていくこととしている。

知事部局総務部施設管理グループ（施設管理課）では平成17年3月に見直し方針を策定し、大部分が耐用年数を過ぎていること、単身赴任が多くなり集合住宅形態の管理職員用公舎で代替可能なことなどから、各地方振興局、各建設事務所と共に経年劣化等の調査を進め、地方振興局長公舎をはじめとして順次、処分を前提に検討していくこととしている。しかし、平成22年度末までに、対象となる全33戸のうち14戸が解体済みとなるが、それ以外の公舎では処分等に向けた具体的な調査検討が行われていないものがほとんどである。そのため、空き家であるが今後の方針が決定されていない公舎、今後の方針決定がされないまま入居が継続している公舎が見られた。

教育委員会総務企画グループ（財務課）では、平成19年3月に見直し方針を策定し、地域の住宅事情等から引き続き使用予定の一部の公舎（6戸）を除き、各県立学校長、教育事務所長等の木造一戸建て管理職公舎64戸について、老朽化が進んでいること、通信・交通事情が改善していることなどから、今後は新たな建設を行わず、耐用年数が過ぎ、入居者がなくなった公舎から順次、解体を進めるとしている。将来的には、対象となる64戸すべての公舎が廃止されることになり、今後は解体費用の確保が課題となる。この方針に従い22年度までに解体済みとなるのは、7戸となっている。

空き家となっている施設については、その多くが老朽化し、雑草の除去、庭木の整枝、家屋の点検・管理等のコストやリスクが生じていることから、利用の見込みが低いものについては、速やかに処分するのが望ましいと思われる。

警察本部では、各警察署ごとに木造一戸建ての署長公舎があり、すべて入居している。業務上の必要から、今後も維持していくとしている。そのほか、本部管理職公舎、一部の警察署における分庁舎所長、副署長公舎があるが、これらについては、老朽化の状況等を踏まえ個別に判断するとしている。

#### 【意見】

管理職員向けの木造一戸建て公舎について、必要性が薄れたものについては、順次、計画的に廃止していくべきである。

なお、老朽化が進んでいるものが多く、防犯、防火、地域の環境保持の面からも、廃止決定後は速やかに取壊し等の処分を行うべきである。

また、知事部局の木造一戸建ての管理職公舎のうち、見直し方針に従った調査及び検討が行われていないものについて、計画的、積極的に調査検討を行い、見直しの進捗を図るべきである。

#### （ウ）ダム公舎の現況

土木部では、ダム管理事業の用に供する施設として、公舎を設置している。

現在、管理運営している公舎は、堀川ダム、東山ダム、大峠・日中総合管理事務所（日中ダム）、真野ダム、四時ダム、高柴ダムの各ダム公舎合わせて17棟、24戸分である。平成22年5月1日現在、大峠・日中総合管理事務所（日中ダム）、真野ダムの公舎を除いて空き室が生じており、全体では24戸のうち9戸が空き室で、入居率は62.5%となっている。

ダム完成後は、ダムの特設事務所の縮小や廃止、監視業務の機械化等により、

専らダム管理を担当する職員は減少しており、これら公舎は所管の各建設事務所（土木事務所）が管理運営を行い、事務所職員の中から緊急時対応等の職務内容により入居者を選考している。建設事務所（土木事務所）以外の他所属職員は、入居対象者とはなっていない。

なお、ダム完成後、当該公舎をいわき地方振興局に移管し、現在は知事部局において広く一般職員の利用に供している下平窪公舎（旧小玉ダム公舎）の例があるが、各ダム公舎とも専用の目的をもって建設されており、必ずしも地域の公所配置や公舎の需要状況に応じたものとなっていないことなどもあり、地方振興局管理の普通公舎への転用はこの一例のみとなっている。

#### 【意見】

ダム公舎について、空き室が生じる場合に他部局職員の利用ができないか、積極的に検討すべきである。

また、当該検討及び業務の状況、地域の状況を踏まえ、今後十分な活用が見込めないなど、一定の役割を果たし終えたと認められる公舎については、縮小や廃止を含めた検討も行っていくべきである。

なお、公舎を取得する際には、長年にわたって維持管理と運営のコストを要する固定資産であることを踏まえ、他部局の公舎や地域の実情、将来の必要性を十分に見極めた上、既存公舎や賃貸住宅の活用など代替の手法を含め慎重に計画すべきである。既存の公舎に対し、施設設備の更新、改修等の再投資を行う際も同様である。

#### （エ）特別公舎の現況

公舎規則では、「その職務を遂行するために指定の場所に居住しなければならない職員の居住の用に供するために設置」した公舎を「特別公舎」としている。特別公舎は入居料の納入を必要としない。

同規則により指定されている特別公舎は、農業総合センターの動物管理員公舎 1 1 施設（畜産研究所 8、同研究所養鶏分場 2、同研究所沼尻分場 1）、水産試験場相馬支場公舎、警察本部長公舎の合わせて 1 3 施設である（いずれも一戸建て又は棟割り）。

これら特別公舎の現況は、次のとおりである。

- ・ 農業総合センターの動物管理員公舎は、いずれも各研究所（分場）敷地内に設置されている。1 1 施設のうち、現在、使用されているのは畜産研究所 1 施設、養鶏分場 1 施設の 2 施設のみである。他の施設は、いずれも老朽化により使用されていない。また、沼尻分場公舎については平成 1 8 年に取り壊され、現存しない。
- ・ 水産試験場相馬支場公舎は、同支場敷地内にある。平成 2 1 年 4 月から入居者がいない。
- ・ 警察本部長公舎は、会議室等の公用に供する部分を併設して建設されており、公用に供する部分は県の施設であるが、住居部分は、国家公務員宿舎法に基づく国の宿舎として整備され同法が適用されており、同法に基づき入居者から国に使用料が納入されている。

農業総合センターの動物管理員公舎、水産試験場相馬支場公舎の現況については、自動車の普及、道路事情の改善、通信手段の発達や試験研究内容の変化などが背景にあると思われる。

**【意見】**

特別公舎の現況と職員公舎規則の規定には、差異が見られる。それぞれ状況の変化に適応した規定となっているか、点検すべきである。

**(改善又は検討を要する事項)**

農業総合センターの特別公舎及び水産試験場相馬支場の特別公舎については、使用状況及び業務の状況を踏まえ、福島県職員公舎規則の規定の見直しを行う必要がある。  
〔知事部局農林水産部、総務部〕

**イ 効果的、効率的な維持保全の実施**

**(ア) 必要な修繕の実施**

壁、床、台所等の劣化や汚損が見られる公舎、風呂釜にシャワーが付いていないなど施設、設備が劣る公舎は入居率が低い傾向があった。また、自動車の保管場所がない、通勤に不便など立地条件が劣る公舎も同様である。こうした入居率が低い公舎にあっては、修繕費をかける優先順位が低くなり、更に劣化が進む悪循環の傾向がうかがえた。

一方、建築年次が古く入居率が著しく低下したが、通勤の便がよいこと等もあり、改修を施した部屋については空き室が解消された例もあった（警察本部福見山待機宿舎）。

なお、現在良好な公舎にあっても、厳しい財政状況の中で、十分な維持、修繕ができない場合には、今後老朽化とともに入居率が低下する懸念がある。

**(イ) 利用が見込めない公舎の処分の推進**

既述のとおり、木造一戸建て公舎の順次廃止等の取組も行われているが、平成22年5月1日現在、入居者がいなかった公舎が、一戸建て公舎で53施設、集合住宅公舎で4施設あった。また、集合住宅公舎で入居率が50%に満たないものが14施設あった。

これらのうち、平成22年度に実際に取り壊し、譲渡等の処分が行われたのは、いずれも一戸建て公舎で9施設にとどまっている。解体費用の確保等を含め、これら公舎の処分について総合的、全体的な計画化を図るには至っていない。

**【意見】**

存続が必要な公舎、今後も利用が見込める公舎にあっては、適切な維持管理を行うことで、入居率を高めるとともに、長寿命化が図られ、県有財産としての有効利用につながる。限られた経費をそのような公舎の維持保全に選択的、集中的に投資していくべきである。

また、そのためにも、必要性が低下し、今後も有効な利用が見込めない公舎については、速やかに廃止、解体、売却等の方針決定を行い、計画的に処分を

行っていくべきである。

#### ウ 公舎の整備・再編計画、改修計画等具体的方針の策定

公舎は、高度成長期を中心に必要に応じ計画的に建設されてきたが、今日の公舎を取り巻く環境の変化、入居の状況等を踏まえ、これまでの新規整備を中心とする計画から、既存施設の集約化による効率的な利用と維持保全に重点を移した計画を進めていくべき時期を迎えている。

各部局においては、近年は新規整備を行っておらず、これまでも多くの公舎を整理、廃止してきている。また、前述のように知事部局、教育委員会では木造一戸建ての管理職公舎について今後の整理方針を示すなど、状況の変化を踏まえた一定の対応を行っている。しかし、公舎全体の管理運営の中では一部分の対応にとどまっており、部局を超えた総合的、計画的、戦略的なものとはなっておらず、不十分なものであった。

こうした中、執行機関においては、県有財産の有効活用に全庁的に取り組む「県有財産最適活用推進委員会」において、平成22年6月に「公舎の集約・有効活用に向けた検討指針」を策定し、公舎の共同利用による集約、遊休公舎の廃止・処分、適正な管理の推進に部局を超えて取り組むこととし、平成22年度中に、指針を踏まえた公舎の共同利用、集約化等に関する計画を策定するとしている。

当該計画に基づき、部局を問わず県全体の視点で公舎の集約、再編及び有効活用が進められることを強く期待するものである。

前述の公舎の設置及び管理運営に関する現状を踏まえ、次に十分に留意し計画を着実に進められたい。

#### 【意見】

公舎の集約等を進めるに当たっては、公舎管理者による検討にとどまらず、地域における各公所の業務及び職員の居住の現状と見通しを踏まえた計画とするため、関係各公所とも連携、協力を図るべきである。

また、管内各部局の建物の状況について、技術的知見を有する土木部建設事務所との積極的参画を得て、県有財産の最適活用を期すべきである。

### (3) 民間の活力、手法の導入

公舎は、これまで住宅の不足等に対応するため県が直接、建物を建設、取得し、維持管理を行う方法で運営をしてきた。しかし、今日では、民間における住宅供給が充実、多様化し、また公共施設の管理運営における民間手法の活用も一般に行われるようになってきている。

公舎においても、建物の整備に当たって民間資金やサービス提供を導入するPFI (Private Finance Initiative)、既存の民間賃貸住宅を県が一括借り受けて活用する手法、維持管理を民間の専門事業者に委託する手法などが考えられる。

建物は耐用年数が長年にわたり、その間、社会経済情勢が変遷し、必要性や利用状況が変化することがある。このような変化に対し、貴重な財源と人的資源を投入して継続されている維持管理活動が、非効率的、硬直的なものになっていないか、

不断の検証が必要である。

前述のとおり、本県においても、こうした変化に対し、公舎の集約化と廃止等の促進及びこれに伴う管理保全の効率的実施などの検討が行われようとしている。こうした取組により、存続が必要な公舎について整理がなされた上で、様々な管理運営の手法の一つとして、民間のサービスやノウハウの効果的導入についても研究が深まることを期待したい。

## 第4 終わりに

本年度の行政監査は、職員公舎の管理運営をテーマに、事務局職員による現地調査を一部交え、多くの公舎の現状、実情を確認しながら実施した。

監査の結果は前述のとおりであるが、終わりに、改めて次の視点を踏まえ、公舎の在り方について検討を進められたい。

### 1 県有財産管理の責務

「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」（地方財政法第8条）。

公舎も大切な県有財産の一つとして、管理者は、設置目的に応じて有効かつ効率的に活用しなければならない。また、建物、敷地共に、その価値が損なわれることなく良好な状態が保たれるよう、適切に維持管理を行わなければならないものである。このことを踏まえて、公舎の管理運営について点検、検証を行うこと。

### 2 情勢に適応した整備等の在り方

我が国の住宅戸数はこれまで一貫して増加しており、また、空き家率も上昇を続けている。本県も同様であり、空き家率は9.15%（8,800戸）となっている（平成20年住宅・土地統計調査）。

一方、厳しい財政状況が続き、人口減少社会が現実のものとなってきている中、高度成長期に集中的に建設された多くの社会資本ストックの老朽化が急速に進み、維持管理費や更新費が増大することが見込まれており、今後は「長寿命化計画の策定、予防保全的な修繕や計画的で必要水準に見合った更新を進めるなど、計画的・効率的な社会資本の維持管理・更新を推進していくことが不可欠である。また、今後の新規投資については、選択と集中の下、今まで以上に真に必要なものを見極めていく必要がある」（平成21年度国土交通白書）。

公舎は、長年にわたって活用されるべきものであることを改めて認識し、整備及び維持保全に当たること。

### 3 部局を超えた効率的、効果的な活用

公舎管理の現場においては、状況の変化を反映する様々な課題が発生していると感じられた。入居率の不均衡とこれに対する解消努力、老朽化に伴う維持管理の対応増、入居率が低下したり入居者世帯が単身化している中で宅地化が進む周辺環境との問題など、日常管理の課題が増えている。また、入居募集、退居検査、日割計算を伴う入



居料精算事務、新規入居者への対応など、公舎管理においては人事異動期に事務が集中するが、こうした事務の効率的執行も必要である。今後、公舎の共同利用等の集約化が進む中では、事務の効率的執行も一層重要になってくる。公舎の管理運営においては、このような課題が全庁的に共有され今後の在り方の検討へと昇華されず、職員の居住の用に供する施設ということもあり、各公舎管理者の対応のレベルにとどまっていたことも多かったと思われる。

執行機関においては、本年度から、部局を超えて職員公舎の有効活用を目指す取組が始まっている。今後は、各地域における公舎管理者、関係公所間で、また、公舎管理者等出先機関と本庁所管課の間で、更には本庁各部局間において情報の集約や意見交換がオープンかつ活発に行われ、公舎の効率的、効果的な活用と情勢の変化に適応した課題解決が図られていくことを期待したい。

# 別表

## 実地調査等実施公舎の状況

平成22年5月1日現在(ただし、摘要欄は職員調査日現在)

公舎管理者名	公舎名	所在地	建築年	構造	1戸当り床面積(注1)㎡	1戸当り部屋数(注2)	入居料(円)	設置戸数	入居戸数	入居率	摘要
職員研修課	研修生職員公舎(借上4号)	東京都葛飾区	H2	非木造	29.81	1	7,220	1	1	100.0%	・借上公舎
職員研修課	研修生職員公舎(借上7号)	東京都品川区	S59	非木造	33.12	2	7,310	1	1	100.0%	・借上公舎
職員研修課	研修生職員公舎(借上8号)	東京都中野区	H2	木造	19.00	1	5,890	1	1	100.0%	・借上公舎
職員研修課	研修生職員公舎(借上9号)	東京都杉並区	S62	非木造	33.40	2	7,310	1	1	100.0%	・借上公舎
職員研修課	研修生職員公舎(借上10号)	東京都足立区	H10	非木造	41.76	2	10,220	1	1	100.0%	・借上公舎
施設管理課	知事公舎	福島市	S49	非木造	646.51	4	37,510	1	1	100.0%	
施設管理課	松木町副知事公舎	福島市	S45	木造	158.58	3	11,480	1	1	100.0%	
施設管理課	万世町管理職公舎	福島市	S36	木造	113.17	5	10,490	1	1	100.0%	・廃止予定あり
施設管理課	松浪町公舎1号棟	福島市	S52	非木造	60.30	3	10,850	24	23	95.8%	
施設管理課	松浪町公舎2号棟	福島市	S53	非木造	68.23	3	10,470、11,050	24	23	95.8%	
施設管理課	上浜町公舎1号棟	福島市	S33	非木造	45.04	3	6,500	8	0	0.0%	・公舎及び物置の老朽化が著しい ・新規入居抑制
施設管理課	上浜町公舎2号棟	福島市	S33	非木造	45.04	3	6,500	8	0	0.0%	
施設管理課	上浜町公舎3号棟	福島市	S33	非木造	45.04	3	6,500	8	3	37.5%	
施設管理課	南沢又公舎	福島市	S41	非木造	55.57	3	7,970	16	3	18.8%	・一部に雑草が著しく繁茂 ・公舎及び物置の老朽化が著しい ・ベランダの隣室との仕切り板が破損 ・交通の便悪く駐車場が無い ため入居者減少 ・隣接の教職員住宅は廃止予定あり
施設管理課	御山町管理職公舎	福島市	S46	非木造	56.09	4	11,630	12	8	66.7%	
施設管理課	森合町管理職公舎1号棟	福島市	S50	非木造	89.25	4	15,510	6	4	66.7%	
施設管理課	森合町管理職公舎2号棟	福島市	S50	非木造	89.25	4	15,510	12	9	75.0%	
施設管理課	森合屋敷下管理職公舎	福島市	S42	木造	80.87	4	8,410	1	1	100.0%	・廃止予定あり
施設管理課	森合屋敷下公舎1号棟	福島市	S37	非木造	44.82	3	7,970	10	9	90.0%	・一部に雑草繁茂
施設管理課	森合屋敷下公舎2号棟	福島市	S38	非木造	44.82	3	7,970	10	9	90.0%	
施設管理課	鳥谷野公舎1号棟	福島市	S42	非木造	49.95	3	7,970	16	3	18.8%	・樹木枝葉が隣地に越境 ・公舎及び物置の老朽化が著しい ・取外されたキッチン台の一部がベランダに放置
施設管理課	鳥谷野公舎2号棟	福島市	S42	非木造	49.95	3	7,970	12	2	16.7%	
施設管理課	鳥谷下町公舎A棟	福島市	S47	非木造	49.95	3	9,500	30	19	63.3%	
施設管理課	鳥谷下町公舎B棟	福島市	S48	非木造	49.95	3	9,500	30	12	40.0%	
施設管理課	鳥谷下町公舎C棟	福島市	S54	非木造	58.05	3	10,270、10,660	20	19	95.0%	
施設管理課	鳥谷下町公舎D棟	福島市	S59	非木造	60.33	3	13,070、13,730	18	16	88.9%	

公舎管理者名	公舎名	所在地	建築年	構造	1戸当り床面積(注1)㎡	1戸当り部屋数(注2)	入居料(円)	設置戸数	入居戸数	入居率	摘要
施設管理課	大森堂ノ前公舎	福島市	S43	非木造	49.95	3	8,140	12	7	58.3%	
施設管理課	渡利沖町管理職公舎	福島市	S38	木造	120.45	5	12,570	1	0	0.0%	・廃止予定あり ・5棟とも老朽化が著しい
施設管理課	渡利沖町管理職公舎	福島市	S38	木造	120.45	5	12,570	1	1	100.0%	
施設管理課	渡利沖町管理職公舎	福島市	S39	木造	81.94	4	8,710	1	0	0.0%	
施設管理課	渡利沖町管理職公舎	福島市	S39	木造	81.94	4	8,710	1	0	0.0%	
施設管理課	渡利沖町管理職公舎	福島市	S42	木造	72.87	4	6,580	1	0	0.0%	
施設管理課	渡利沖町公舎北棟	福島市	S40	非木造	45.10	2	6,640	12	11	91.7%	・一部に雑草繁茂
施設管理課	渡利沖町公舎南棟	福島市	S40	非木造	45.10	2	6,640	12	12	100.0%	
施設管理課	渡利馬場公舎	福島市	S45	非木造	49.95	3	8,140	12	6	50.0%	
施設管理課	大森馬場公舎1号棟	福島市	H5	非木造	74.36	3	16,200	24	24	100.0%	
施設管理課	大森馬場公舎2号棟	福島市	H8	非木造	85.16	3	18,690	16	16	100.0%	
施設管理課	大森馬場公舎3号棟	福島市	H9	非木造	83.92	4	19,690	12	12	100.0%	
施設管理課	蓬莱町公舎	福島市	H1	非木造	67.43	3	13,960	24	15	62.5%	
県中地方振興局	局長公舎	郡山市	S45	木造	107.78	4	8,910	1	1	100.0%	・ブロック塀の一部に亀裂あり
県中地方振興局	神明公舎(管理職)	郡山市	S46	非木造	60.14	4	11,240	8	4	50.0%	
県中地方振興局	神明公舎(一般)	郡山市	S48	非木造	50.49	3	9,300	12	12	100.0%	
県中地方振興局	開成公舎	郡山市	S36	非木造	40.00	2	6,640	6	6	100.0%	
県中地方振興局	開成公舎	郡山市	S37	非木造	40.00	2	6,640	6	6	100.0%	
県中地方振興局	鶴見坦公舎南棟	郡山市	S40	非木造	44.83	3	7,640	8	6	75.0%	
県中地方振興局	鶴見坦公舎中棟	郡山市	S43	非木造	44.82	3	7,640	6	5	83.3%	
県中地方振興局	鶴見坦公舎北棟	郡山市	S45	非木造	44.82	3	7,640	6	4	66.7%	
県中地方振興局	桃見台公舎	郡山市	S58	非木造	58.55	3	13,070、 13,730	20	20	100.0%	
県中地方振興局	大槻公舎	郡山市	H3	非木造	68.48	3	16,200	18	18	100.0%	
県中地方振興局	富田公舎	郡山市	H11	非木造	76.08	4	19,690	16	16	100.0%	
県南地方振興局	会津町管理職公舎	白河市	S55	非木造	65.30	2 4	9,690 14,150	12	11	91.7%	・設置戸数相当の駐車スペースを上回る敷地あり
県南地方振興局	宰領町公舎	白河市	S41	非木造	44.82	2	7,640	8	7	87.5%	・一部に雑草繁茂 ・壊れた自転車が駐輪場に放置
県南地方振興局	羅漢前公舎A号棟	白河市	S46	非木造	50.00	3	—	12	0	0.0%	・A号棟は区分換え(注3)済(建物の処分は未定) ・フェンス際の雑草、ツタ等の繁茂が著しい
県南地方振興局	羅漢前公舎B号棟	白河市	S51	非木造	59.12	3	10,660	12	7	58.3%	・壊れた自転車が駐輪場に放置
県南地方振興局	棚倉町小山下公舎	棚倉町	S57	非木造	61.93	2 3	11,520 13,960	16	10	62.5%	
会津地方振興局	城西管理職公舎	会津若松市	S61	非木造	58.93	4 2	16,170 10,850	16	16	100.0%	・樹木の枝葉やツタがフェンスの外へ越境

公舎管理者名	公舎名	所在地	建築年	構造	1戸当り床面積(注1)㎡	1戸当り部屋数(注2)	入居料(円)	設置戸数	入居戸数	入居率	摘要
会津地方振興局	山鹿町3階公舎	会津若松市	S36	非木造	51.50	3	8,140	12	8	66.7%	・一部に雑草繁茂 ・山鹿町管理職公舎の外壁に汚れあり
会津地方振興局	山鹿町公舎南棟	会津若松市	S36	非木造	44.90	3	7,640	6	6	100.0%	
会津地方振興局	山鹿町公舎中棟	会津若松市	S40	非木造	43.92	3	6,980	8	8	100.0%	
会津地方振興局	山鹿町公舎北棟	会津若松市	S43	非木造	44.82	3	7,640	6	6	100.0%	・一部に雑草繁茂 ・西棟への出入に支障となる著しい雑草繁茂
会津地方振興局	日吉公舎西棟	会津若松市	S45	非木造	51.11	3	9,500	12	4	33.3%	
会津地方振興局	日吉公舎東棟	会津若松市	S46	非木造	51.11	3	9,500	12	5	41.7%	
会津地方振興局	花見ヶ丘公舎	会津若松市	S46	非木造	56.24	3	10,470	6	4	66.7%	・一部に雑草繁茂
会津地方振興局	錦町公舎1号棟	会津若松市	S53	非木造	60.20	3	11,050	24	17	70.8%	・3号棟外壁に破損している箇所あり ・壊れた自転車が駐輪場に放置
会津地方振興局	錦町公舎2号棟	会津若松市	S56	非木造	60.96	3	12,630	24	16	66.7%	
会津地方振興局	錦町公舎3号棟	会津若松市	S58	非木造	67.43	3	13,290	24	22	91.7%	
会津地方振興局	松長公舎A棟	会津若松市	H7	非木造	79.46	3	18,690	12	11	91.7%	・一部に雑草繁茂 ・壊れた自転車が駐輪場に放置
会津地方振興局	松長公舎B棟	会津若松市	H7	非木造	79.46	3	18,690	12	8	66.7%	
会津地方振興局	門田村西公舎	会津若松市	H14	非木造	35.74	1	8,580	24	24	100.0%	・一部に雑草繁茂 ・壊れた自転車が駐輪場等に放置
会津地方振興局	会津農林事務所森林林業部長公舎	喜多方市	S39	木造	78.69	4	8,410	1	1	100.0%	・老朽化が著しい
会津地方振興局	喜多方建設事務所長公舎	喜多方市	S27	木造	77.68	3	6,580	1	1	100.0%	・老朽化が著しい
会津地方振興局	寺町南公舎	喜多方市	S55	非木造	46.29	3 2	11,050 4,550	15	11	73.3%	・一部に雑草繁茂
会津地方振興局	松山町公舎	喜多方市	S59	非木造	51.80	3 2	13,960 5,870	20	13	65.0%	・敷地の路面(タイル)が樹木の根で波打っている箇所あり
会津地方振興局	宮下土木事務所長公舎	三島町	S46	木造	73.92	4	6,240	1	0	0.0%	・老朽化が著しい ・敷地全体に雑草の繁茂が著しく、ツルが室内まで侵入
会津地方振興局	宮下公舎	三島町	S56	非木造	55.46	3 2	12,630 10,410	16	8	50.0%	・バルコニー柵の根本に破損している箇所あり
会津地方振興局	梨木西公舎	猪苗代町	S57	非木造	50.16	3 2	14,180 5,760	12	4	33.3%	・一部に雑草繁茂
南会津地方振興局	地方振興局長公舎	南会津町	S48	木造	91.08	4	8,110	1	1	100.0%	
南会津地方振興局	観音寺公舎	南会津町	S48	非木造	51.87	3	9,500	16	16	100.0%	
南会津地方振興局	大坪管理職公舎	南会津町	S55	非木造	86.60	4 2	16,620、 16,840 11,080、 11,300	12	12	100.0%	
南会津地方振興局	寺前2階公舎	南会津町	S42	非木造	44.83	3	7,470	8	7	87.5%	・老朽化が著しい
南会津地方振興局	寺前4階公舎	南会津町	S54	非木造	55.87	3 2	10,850 9,300	24	22	91.7%	・外壁に汚れあり
南会津地方振興局	後原公舎	南会津町	S50	非木造	56.30	3 2	10,850 9,300	24	24	100.0%	・フェンスの一部が破損 ・一部に雑草繁茂
南会津地方振興局	天道沢公舎	南会津町	H9	非木造	50.22	1	7,470、 7,720	24	24	100.0%	・一部に雑草繁茂
南会津地方振興局	南郷2階公舎	南会津町	S46	非木造	48.18	3	6,370	8	6	75.0%	
南会津地方振興局	南郷4階公舎	南会津町	S50	非木造	54.97	3 2	7,750 6,640	16	10	62.5%	・バルコニー柵の根本のコンクリートに破損している箇所あり ・室内が老朽化し風呂に汚れあり

公舎管理者名	公舎名	所在地	建築年	構造	1戸当り床面積(注1)㎡	1戸当り部屋数(注2)	入居料(円)	設置戸数	入居戸数	入居率	摘要
相双地方振興局	局長公舎(小川町)	南相馬市	S48	木造	89.91	4	9,500	1	1	100.0%	
相双地方振興局	小川町管理職公舎	南相馬市	S49	非木造	75.53	4	13,760	8	8	100.0%	・一部に雑草繁茂 ・設置戸数相当の駐車スペースを上回る敷地あり ・自治会で敷地の一部を家庭菜園に利用
相双地方振興局	小川町公舎(西)	南相馬市	S51	非木造	59.12	3	10,660	16	16	100.0%	
相双地方振興局	小川町公舎(東)	南相馬市	S49	非木造	51.87	3	9,500	16	16	100.0%	
相双地方振興局	上町公舎	南相馬市	S48	非木造	49.95	3	9,500	12	11	91.7%	
相双地方振興局	高見町公舎	南相馬市	S57	非木造	63.84	2 3	11,520 13,960	24	23	95.8%	・一部に雑草繁茂
相双地方振興局	高見町単身公舎	南相馬市	H10	非木造	44.34	1	7,470	18	18	100.0%	
相双地方振興局	相馬坪ヶ迫公舎	相馬市	S55	非木造	57.87	2 3	9,110 11,050	16	9	56.3%	
相双地方振興局	富岡小浜公舎	富岡町	S56	非木造	55.46	2 3	10,410 12,630	16	16	100.0%	
相双地方振興局	富岡土木事務所長公舎	富岡町	S43	木造	85.59	4	9,100	1	0	0.0%	・取壊し予定あり ・老朽化が著しい ・進入路が狭い
いわき地方振興局	御台管理職公舎	いわき市	S38	木造	66.11	4	6,070	1	0	0.0%	・外壁が板壁で老朽化が著しい ・樹木枝葉が隣地に越境(伐採対応予定)
いわき地方振興局	御台公舎	いわき市	S38	非木造	44.82	3	7,640	10	7	70.0%	・老朽化が著しい
いわき地方振興局	浦田管理職公舎	いわき市	S41	木造	79.24	4	6,750	1	1	100.0%	・老朽化が著しい
いわき地方振興局	おさヶ作公舎	いわき市	S49	非木造	51.87	3	9,500	24	23	95.8%	
いわき地方振興局	おさヶ作管理職公舎	いわき市	S60	非木造	58.93	2 4	10,630 16,170	16	16	100.0%	
いわき地方振興局	大町北公舎	いわき市	S40	非木造	42.78	3	7,640	6	6	100.0%	
いわき地方振興局	大町南公舎	いわき市	S41	非木造	43.30	3	7,640	6	6	100.0%	
いわき地方振興局	大平公舎	いわき市	S57	非木造	71.30	3 3	13,290 13,730	24	24	100.0%	・駐車場枠線摩耗(自治会負担で対応済)
いわき地方振興局	五反田公舎	いわき市	H11	非木造	30.86	1	7,470	21	21	100.0%	・一部に雑草繁茂(除草対応予定) ・壊れた自転車が駐輪場の外に放置
いわき地方振興局	玉川北公舎	いわき市	S44	非木造	44.83	3	7,640	8	8	100.0%	
いわき地方振興局	下神白公舎	いわき市	S45	非木造	49.86	3	9,300	8	8	100.0%	・一部に雑草が繁茂(除草対応予定) ・物置の戸が老朽化し一部破損 ・外壁の塗装が一部剥離
いわき地方振興局	下神白管理職公舎	いわき市	S40	木造	57.61	4	5,890	1	1	100.0%	
いわき地方振興局	平下平窪管理職公舎A棟	いわき市	S62	木造	84.46	4	12,580	1	0	0.0%	
いわき地方振興局	平下平窪管理職公舎B棟	いわき市	S62	木造	63.76	3	8,270	1	1	100.0%	
いわき地方振興局	平下平窪管理職公舎C-1棟	いわき市	S62	木造	61.27	3	7,900	1	0	0.0%	
いわき地方振興局	平下平窪管理職公舎C-2棟	いわき市	S62	木造	61.27	3	7,900	1	0	0.0%	
いわき地方振興局	平下平窪管理職公舎C-3棟	いわき市	S62	木造	61.27	3	7,900	1	1	100.0%	

公舎管理者名	公舎名	所在地	建築年	構造	1戸当り床面積(注1)㎡	1戸当り部屋数(注2)	入居料(円)	設置戸数	入居戸数	入居率	摘要
いわき地方振興局	倉前管理職公舎	いわき市	S40	木造	83.46	4	8,270	1	0	0.0%	・区分換え済 ・取壊し予定あり(敷地処分予定) ・樹木枝葉が隣地に越境し隣接者から苦情あり(伐採対応予定) ・敷地全体に雑草の繁茂が著しい(除草対応予定)
東京事務所	永福公舎(管理職・一般職)	東京都杉並区	H7	非木造	54.27	2~4	7,590~25,400	5	5	100.0%	
東京事務所	高円寺公舎	東京都杉並区	H8	非木造	61.02	3~4	13,470~17,270	10	10	100.0%	
大阪事務所	所長公舎	大阪府豊中市	S59	非木造	63.56	3	13,960	1	1	100.0%	・借上公舎
大阪事務所	次長公舎	大阪府池田市	S62	非木造	69.00	3	15,290	1	1	100.0%	・借上公舎
大阪事務所	一般公舎	兵庫県尼崎市	H2	非木造	60.17	3	14,950	1	1	100.0%	・借上公舎
大阪事務所	一般公舎	大阪府大阪市	H6	非木造	48.00	2	11,960	1	1	100.0%	・借上公舎
北海道事務所	所長公舎	北海道札幌市	S43	非木造	86.29	5	16,190	1	1	100.0%	
北海道事務所	次長・職員公舎	北海道札幌市	S43	非木造	55.17	3~4	9,460~11,640	2	1	50.0%	・老朽化度合、入居状況等踏まえ処理方針要検討
北海道事務所	東区借上公舎	北海道札幌市	S53	非木造	51.42	3	9,460	1	1	100.0%	・借上公舎
名古屋事務所	所長公舎	愛知県名古屋	S49	非木造	48.59	2	9,300	1	1	100.0%	・借上公舎
名古屋事務所	一般公舎	愛知県名古屋	S58	非木造	71.76	4	15,730	1	1	100.0%	・借上公舎
原子力センター	普通公舎	大熊町	S50	非木造	56.92	3	10,470	4	4	100.0%	・物置裏側の雑草、雑木等の繁茂が著しい
消防防災航空センター	消防防災航空センター借上公舎	玉川村	H9	木造	57.30	3	10,830	2	2	100.0%	・借上公舎
消防防災航空センター	消防防災航空センター借上公舎	玉川村	H9	木造	45.00	2	8,550	2	2	100.0%	・借上公舎
環境医学研究所	環境医学研究所(職員公舎)	大熊町	S50	非木造	67.45	3	11,240	4	4	100.0%	・一部に雑草が繁茂 ・階段のステップが一部破損
商工総務課	企業立地課借上公舎	愛知県名古屋	H1	非木造	67.87	3	16,700	1	1	100.0%	・借上公舎
商工総務課	産業創出課借上公舎	千葉県松戸市	H22	非木造	31.67	1	8,580	1	1	100.0%	・借上公舎
商工総務課	観光交流課借上公舎	埼玉県鳩ヶ谷市	H7	非木造	40.20	2	9,970	1	1	100.0%	・借上公舎
農業総合センター	農業短期大学校長校舎	矢吹町	S46	木造	75.81	4	6,330	1	1	100.0%	
農業総合センター	農業短期大学八幡町公舎	矢吹町	S58	非木造	57.05	3 2	13,070 10,850	4	3	75.0%	
農業総合センター	畜産研究所特別公舎12・13号	福島市	S45	木造	49.41	3	0	2	0	0.0%	
農業総合センター	畜産研究所特別公舎14・15号	福島市	S45	木造	49.41	3	0	2	0	0.0%	・特別公舎(行政財産) ・老朽化が著しい
農業総合センター	畜産研究所特別公舎16・17号	福島市	S45	木造	49.41	3	0	2	1	50.0%	・使用予定がなければ用途廃止が適当
農業総合センター	畜産研究所特別公舎18・19号	福島市	S45	木造	49.41	3	0	2	0	0.0%	
農業総合センター	畜産研究所職員公舎20・21・22・23号	福島市	S45	非木造	41.57	3	-	4	0	0.0%	・老朽化が著しい。 ・使用予定がなければ区分換え(廃止)が適当



公舎管理者名	公舎名	所在地	建築年	構造	1戸当り床面積(注1)㎡	1戸当り部屋数(注2)	入居料(円)	設置戸数	入居戸数	入居率	摘要
農業総合センター	畜産研究所場長公舎	福島市	S45	木造	81.81	4	—	1	0	0.0%	・6棟とも区分換え済(一般普通財産として管理中) ・老朽化が著しく計画的取壊しが適当
農業総合センター	畜産研究所職員公舎1号	福島市	S45	木造	50.89	3	—	1	0	0.0%	
農業総合センター	畜産研究所職員公舎4号	福島市	S40	木造	49.58	3	—	1	0	0.0%	
農業総合センター	畜産研究所職員公舎7号	福島市	S40	木造	49.58	3	—	1	0	0.0%	
農業総合センター	畜産研究所職員公舎8号	福島市	S40	木造	49.58	3	—	1	0	0.0%	
農業総合センター	畜産研究所職員公舎10号	福島市	S45	木造	50.22	3	—	1	0	0.0%	
農業総合センター	沼尻分場独身寮	猪苗代町	S43	木造	27.50	1	—	6	0	0.0%	・使用予定がなければ区分換え(廃止)が適当
農業総合センター	養鶏分場場長公舎	郡山市	S40	木造	70.55	4	0	1	0	0.0%	・分場移転後にすべて取り壊し予定 ・5棟とも老朽化が著しい ・公舎3号、4号は特別公舎 ・特別公舎4号は廃屋状態
農業総合センター	養鶏分場一般公舎(3号)	郡山市	S39	木造	48.60	3	0	1	1	100.0%	
農業総合センター	養鶏分場一般公舎(4号)	郡山市	S39	木造	48.60	3	0	1	0	0.0%	
農業総合センター	養鶏分場一般公舎(9号)	郡山市	S47	木造	51.45	3	0	1	0	0.0%	
農業総合センター	養鶏分場一般公舎(10号)	郡山市	S47	木造	51.45	3	0	1	0	0.0%	
農業総合センター	養鶏分場一般公舎	郡山市	S40	木造	51.58	3	—	1	0	0.0%	・2棟とも区分換え済(一般普通財産として管理) ・分場移転後に取壊し予定
農業総合センター	養鶏分場一般公舎	郡山市	S40	木造	51.58	3	—	1	0	0.0%	
農業総合センター	会津地域研究所所長公舎	会津坂下町	S49	木造	75.35	4	7,920	1	0	0.0%	・5棟とも老朽化が著しい ・使用予定がなければ区分換えの上取壊しが適当
農業総合センター	会津地域研究所一般公舎	会津坂下町	S49	木造	53.82	3	5,890	1	0	0.0%	
農業総合センター	会津地域研究所一般公舎	会津坂下町	S49	木造	53.82	3	5,890	1	0	0.0%	
農業総合センター	会津地域研究所一般公舎	会津坂下町	S49	木造	53.82	3	5,890	1	0	0.0%	
農業総合センター	会津地域研究所一般公舎	会津坂下町	S49	木造	53.82	3	5,890	1	0	0.0%	
水産試験場	相馬支場長公舎	相馬市	S43	木造	49.99	3	0	1	0	0.0%	・特別公舎 ・老朽化が著しい ・底の支柱根本が腐朽
水産種苗研究所	水産種苗研究所公舎	大熊町	S58	非木造	61.10	3	11,340	5	5	100.0%	・物置裏側の雑草、雑木等の繁茂が著しい ・外壁の塗装が一部剥離
内水面水産試験場	場長公舎	猪苗代町	S51	木造	69.56	4	5,890	1	1	100.0%	
内水面水産試験場	職員公舎	猪苗代町	S51	非木造	61.10	3	11,820	7	4	57.1%	・物置が壊れたまま ・入居中部屋の床の一部が腐朽
県南建設事務所	堀川ダム 公舎	西郷村	H6	木造	82.81	3	16,080	1	0	0.0%	
県南建設事務所	堀川ダム 公舎	西郷村	H6	木造	73.70	3	12,430	1	1	100.0%	
県南建設事務所	堀川ダム 公舎	西郷村	H6	木造	73.70	3	12,430	1	0	0.0%	
会津若松建設事務所	東山ダム 公舎	会津若松市	S48	非木造	71.34	4	13,760	1	1	100.0%	
会津若松建設事務所	東山ダム 公舎	会津若松市	S48	非木造	61.13	4	11,820	1	1	100.0%	
会津若松建設事務所	東山ダム 公舎	会津若松市	S48	非木造	59.41	3	11,440	1	0	0.0%	
会津若松建設事務所	東山ダム 公舎	会津若松市	S48	非木造	59.41	3	11,440	1	0	0.0%	

公舎管理者名	公舎名	所在地	建築年	構造	1戸当り床面積(注1)㎡	1戸当り部屋数(注2)	入居料(円)	設置戸数	入居戸数	入居率	摘要
喜多方建設事務所	日中ダム公舎	喜多方市	H4	木造	71.22	3	11,460	1	1	100.0%	
喜多方建設事務所	日中ダム公舎	喜多方市	H4	木造	71.22	3	11,460	1	1	100.0%	
喜多方建設事務所	日中ダム公舎	喜多方市	H4	木造	71.22	3	11,460	1	1	100.0%	
喜多方建設事務所	日中ダム公舎	喜多方市	H4	木造	71.22	3	11,460	1	1	100.0%	
相双建設事務所	真野ダム公舎	南相馬市	S50	非木造	82.59	4	17,250	1	1	100.0%	
相双建設事務所	真野ダム公舎	南相馬市	S51	非木造	68.04	4	13,760	1	1	100.0%	
相双建設事務所	真野ダム公舎	南相馬市	S55	非木造	59.37	3	12,020	2	2	100.0%	
いわき建設事務所	四時ダム公舎(所長公舎)	いわき市	S52	木造	72.87	4	6,580	1	1	100.0%	
いわき建設事務所	四時ダム公舎	いわき市	S49	非木造	58.30	3	11,820	4	1	25.0%	
いわき建設事務所	高柴ダム公舎	いわき市	S48	非木造	44.09	2	9,110	4	2	50.0%	
企業局	04小名浜工業用水道	いわき市	S45	非木造	49.86	3	9,300	8	8	100.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いわき地方振興局下神白公舎と共同施工</li> <li>・一部に雑草が繁茂</li> <li>・物置の戸が老朽化し一部破損</li> <li>・外壁の塗装が一部剥離</li> </ul>
矢吹病院	医師公舎	矢吹町	S34	木造	65.22	3	5,550	1	1	100%	・住居、物置とも老朽化が著しい。
矢吹病院	看護師宿舎	矢吹町	S42	非木造	31.53	1	—	20	0	0.0%	・使用していない(取壊費用が多額であるため処理方針未定)
矢吹病院	副院長公舎	本宮市	不明	非木造	61.10	3	0	1	1	100%	・借上公舎
会津総合病院	院長公舎	会津若松市	S57	木造	109.89	5	18,730	1	0	0.0%	・雑草が繁茂
会津総合病院	医師公舎(3号)	会津若松市	S36	木造	79.07	4	8,210	1	0	0.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化が著しい</li> <li>・前庭のコンクリートたたきが一部破損</li> </ul>
会津総合病院	医師公舎(城前公舎)	会津若松市	S57	非木造	65.43	2 4	12,400 17,500	18	9	50.0%	
会津総合病院	医師公舎(徒之町公舎)	会津若松市	S51	非木造	69.88	4	12,020	12	3	25.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部に雑草繁茂</li> <li>・外壁の塗装が一部剥離</li> <li>・壊れた原付自転車を外階段下に放置</li> <li>・外階段の上り口が破損</li> <li>・一部の部屋で壁紙が剥離しカビが発生</li> </ul>
会津総合病院	看護師宿舎	会津若松市	S37	非木造	28.80	1	—	31	0	0.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用していない(倉庫として利用)</li> <li>・一部に雑草繁茂</li> </ul>
宮下病院	看護師宿舎	三島町	S44	非木造	25.51	1	—	7	0	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用していない(看護師の休憩室、仮眠室、更衣室等に利用)</li> <li>・公舎として使用予定なければ用途変更が適当</li> </ul>
宮下病院	医師借上公舎	三島町	H13	木造	37.63	2	0	2	2	100.0%	・借上公舎
宮下病院	医師借上公舎	三島町	H13	木造	86.22	3	0	1	1	100.0%	・借上公舎



公舎管理者名	公舎名	所在地	建築年	構造	1戸当り床面積(注1)㎡	1戸当り部屋数(注2)	入居料(円)	設置戸数	入居戸数	入居率	摘要
南会津病院	医師公舎	南会津町	H7	非木造	86.16	3 1	17,940、 20,440 11,710	10	6	60.0%	・フェンスの一部が婉曲 ・看護師公舎共有スペースの一部にゴミが放置
南会津病院	看護師公舎	南会津町	H7	非木造	47.36	1	7,470、 7,720	24	15	62.5%	
大野病院	医師公舎(借上6号)	大熊町	H3	木造	90.79	4	0	1	1	100.0%	・借上公舎
大野病院	医師公舎(借上7号)	大熊町	H3	木造	90.79	4	0	1	1	100.0%	・借上公舎
大野病院	医師公舎(借上11号)	大熊町	H10	非木造	40.92	1	0	1	1	100.0%	・借上公舎
大野病院	医師公舎(借上15号)	大熊町	H19	非木造	51.15	2	0	1	1	100.0%	・借上公舎
大野病院	医師公舎(借上16号)	大熊町	H20	木造	54.67	2	0	1	1	100.0%	・借上公舎
大野病院	医師公舎(借上17号)	大熊町	H21	非木造	36.00	1	0	1	1	100.0%	・借上公舎
大野病院	医師公舎(借上18号)	大熊町	H17	木造	81.40	2	0	1	1	100.0%	・借上公舎
大野病院	医師公舎(借上19号)	富岡町	H22	木造	59.75	2	0	1	1	100.0%	・借上公舎
大野病院	8号公舎	大熊町	S48	木造	103.49	4	10,197	1	0	0.0%	・調査時点で取壊し済
大野病院	9号公舎	大熊町	S57	木造	84.88	4	12,012	1	0	0.0%	・調査時点で取壊し済
県北教育事務所	保原高校校長公舎	伊達市	S59	木造	86.12	4	13,150	1	1	100.0%	
県北教育事務所	福島明成高校校長公舎	福島市	S53	木造	86.12	4	8,810	1	1	100.0%	
県北教育事務所	南沢又教職員住宅	福島市	S40	非木造	49.94	3	8,800	24	0	0.0%	・H21年4月末で全員退居、廃止予定あり(建物の処分未定) ・一部で雑草繁茂が著しく近隣住民から苦情あり(除草対応予定) ・老朽化が著しい ・侵入防止措置は行っているが、無人のため防犯、防火に要注意
県北教育事務所	福島南高校校長公舎	福島市	S48	木造	75.07	3	8,010	1	0	0.0%	
県北教育事務所	梁川高校校長公舎	伊達市	S62	木造	78.65	4	11,580	1	1	100.0%	
県北教育事務所	二本松工業高校校長公舎	二本松市	S57	木造	86.12	4	13,290	1	1	100.0%	
県北教育事務所	福島商業高校校長公舎	福島市	H6	木造	79.46	4	15,700	1	1	100.0%	
県北教育事務所	渡利教職員住宅	福島市	S51	非木造	60.20	3	11,050	24	19	79.2%	
県北教育事務所	県立美術館館長公舎	福島市	S45	木造	115.42	4	11,880	1	1	100.0%	
県北教育事務所	伏拝教職員住宅	福島市	S59	非木造	67.87	3	13,960	16	11	68.8%	
県北教育事務所	岡島教職員住宅	福島市	H4	非木造	68.48	3	16,200	24	17	70.8%	
県北教育事務所	岡島教職員住宅	福島市	H5	非木造	41.95	1	9,470	24	18	75.0%	・敷地の一部で雑草繁茂が著しい
県中教育事務所	県中教育事務所所長校舎	郡山市	S45	木造	67.24	4	6,150	1	1	100.0%	
県中教育事務所	湖南高校校長公舎	郡山市	S46	木造	75.35	4	6,490	1	1	100.0%	
県中教育事務所	湖南教員住宅	郡山市	S47	非木造	52.92	3	10,850	4	3	75.0%	
県中教育事務所	郡山北工業高校校長公舎	郡山市	S55	木造	85.29	4	12,580	1	1	100.0%	
県中教育事務所	安積黎明高校校長公舎	郡山市	S56	木造	92.74	4	13,870	1	1	100.0%	

公舎管理者名	公舎名	所在地	建築年	構造	1戸当り床面積(注1)㎡	1戸当り部屋数(注2)	入居料(円)	設置戸数	入居戸数	入居率	摘要
県中教育事務所	あさか開成高校校長公舎	郡山市	S56	木造	92.74	4	13,870	1	1	100.0%	
県中教育事務所	郡山商業高校校長公舎	郡山市	S57	木造	86.12	4	13,010	1	0	0.0%	
県中教育事務所	郡山東高校校長公舎	郡山市	S60	木造	79.49	4	11,860	1	1	100.0%	
県中教育事務所	郡山養護学校校長公舎	郡山市	S60	木造	79.49	4	11,860	1	0	0.0%	
県中教育事務所	開成教員住宅	郡山市	S41	非木造	55.59	3	8,140	24	12	50.0%	
県中教育事務所	久留米1号棟教員住宅	郡山市	S50	非木造	56.11	3	10,080	24	14	58.3%	
県中教育事務所	久留米2号棟教員住宅	郡山市	S58	非木造	67.01	3	13,730	24	24	100.0%	
県中教育事務所	大槻教員住宅	郡山市	H3	非木造	68.48	3	16,200	18	17	94.4%	
県中教育事務所	須賀川桐陽高校校長公舎	須賀川市	S53	木造	89.28	4	9,400	1	1	100.0%	
県中教育事務所	須賀川高校校長公舎	須賀川市	S57	木造	92.06	4	13,580	1	1	100.0%	
県中教育事務所	長沼高校校長公舎	須賀川市	S58	木造	86.12	4	12,720	1	1	100.0%	
県中教育事務所	須賀川養護学校校長公舎	須賀川市	S58	木造	91.91	4	13,580	1	1	100.0%	
県中教育事務所	岩瀬農業高校校長公舎	鏡石町	S55	木造	91.36	4	9,400	1	1	100.0%	
県中教育事務所	石川養護学校校長公舎	石川町	S57	木造	92.74	4	13,150	1	1	100.0%	
県中教育事務所	石川高校校長公舎	石川町	S60	木造	77.84	4	11,860	1	1	100.0%	
県中教育事務所	小野高校校長公舎	小野町	S57	木造	86.12	4	13,150	1	1	100.0%	
県中教育事務所	船引高校校長公舎	田村市	H3	木造	79.83	4	15,890	1	0	0.0%	
県南教育事務所	教育事務所長公舎	白河市	S48	木造	79.20	4	8,210	1	1	100.0%	
県南教育事務所	白河高校長公舎	白河市	S56	木造	86.15	4	13,150	1	1	100.0%	
県南教育事務所	白河実業高校校長公舎	白河市	S54	木造	86.26	4	9,100	1	1	100.0%	
県南教育事務所	五番町川原教職員公舎	白河市	S45	非木造	50.05	3	7,970	16	16	100.0%	
県南教育事務所	西郷養護学校校長公舎	西郷村	S56	木造	87.48	4	13,010	1	0	0.0%	・公舎裏に区分換えした土地あり(飛び地のため処理方針未定)
県南教育事務所	光南高校長公舎	矢吹町	S58	木造	86.12	4	13,150	1	0	0.0%	・敷地全体に雑草繁茂が著しい ・樹木枝葉が隣地に越境
県南教育事務所	修明高校長公舎	棚倉町	S51	木造	86.12	4	9,100	1	1	100.0%	
県南教育事務所	塙工業高校長公舎	塙町	S58	木造	86.12	4	13,290	1	1	100.0%	
会津教育事務所	会津教育事務所長公舎	会津若松市	S54	木造	83.64	4	8,810	1	1	100.0%	
会津教育事務所	会津高校長公舎	会津若松市	S59	木造	77.95	3	11,720	1	0	0.0%	
会津教育事務所	若松商業高校校長公舎	会津若松市	S57	木造	92.54	4	13,150	1	1	100.0%	
会津教育事務所	会津養護学校校長公舎	会津若松市	S59	木造	81.72	3	11,580	1	1	100.0%	
会津教育事務所	古川町教職員公舎	会津若松市	S42	非木造	55.67	3	8,140	24	18	75.0%	

公舎管理者名	公舎名	所在地	建築年	構造	1戸当り床面積(注1)㎡	1戸当り部屋数(注2)	入居料(円)	設置戸数	入居戸数	入居率	摘要
会津教育事務所	錦町教職員公舎	会津若松市	S57	非木造	67.67	3	13,960	24	21	87.5%	・フェンス際の雑草が当該フェンスに絡みつき繁茂 ・外壁の塗装の一部が剥離 ・壊れた自転車が駐輪場に放置
会津教育事務所	城西町教職員公舎	会津若松市	S61	非木造	68.48	3	14,180	16	16	100.0%	
会津教育事務所	喜多方高校長公舎	喜多方市	S55	木造	98.54	4	14,010	1	0	0.0%	
会津教育事務所	喜多方東高校長公舎	喜多方市	S55	木造	98.54	4	14,010	1	1	100.0%	
会津教育事務所	喜多方桐桜高校長公舎	喜多方市	S60	木造	77.84	3	11,580	1	1	100.0%	
会津教育事務所	耶麻農業高校長公舎	喜多方市	S46	木造	67.91	3	5,890	1	1	100.0%	
会津教育事務所	坂下高校長公舎	会津坂下町	S55	木造	85.29	4	9,000	1	1	100.0%	
会津教育事務所	会津自然の家所長公舎	会津坂下町	S56	木造	89.43	4	12,720	1	1	100.0%	
会津教育事務所	大沼高校長公舎	会津美里町	S56	木造	92.54	4	13,150	1	1	100.0%	
会津教育事務所	川口高校長公舎	金山町	S48	木造	77.41	4	6,580	1	0	0.0%	
会津教育事務所	川口町教職員公舎	金山町	S49	非木造	79.06	3	10,940	6	6	100.0%	
会津教育事務所	猪苗代高校長公舎	猪苗代町	S56	木造	105.99	4	15,010	1	0	0.0%	
会津教育事務所	猪苗代養護学校校長公舎	猪苗代町	S53	木造	82.81	3	8,110	1	1	100.0%	
会津教育事務所	西会津高校長公舎	西会津町	S54	木造	96.05	4	9,500	1	0	0.0%	
相双教育事務所	相双教育事務所所長公舎	南相馬市	S45	木造	71.40	4	6,320	1	1	100.0%	
相双教育事務所	相馬農業高校校長公舎	南相馬市	S53	木造	85.03	4	8,810	1	1	100.0%	
相双教育事務所	県教職員住宅	南相馬市	S44	非木造	49.95	3	7,970	16	16	100.0%	
相双教育事務所	小高商業高校校長公舎	南相馬市	S58	木造	88.63	4	13,290	1	1	100.0%	
相双教育事務所	相馬東高校校長公舎	相馬市	S60	木造	76.99	4	11,580	1	0	0.0%	
相双教育事務所	双葉翔陽高校校長公舎	大熊町	S51	木造	86.95	4	9,000	1	1	100.0%	
相双教育事務所	富岡養護学校校長公舎	富岡町	S53	木造	85.00	4	9,000	1	0	0.0%	・売り払い予定あり ・敷地全体に雑草繁茂
相双教育事務所	相馬海浜自然の家所長公舎	相馬市	S52	木造	82.81	4	—	1	0	0.0%	・調査時点で取壊し済
相双教育事務所	相馬海浜自然の家職員公舎	相馬市	S52	木造	54.56	3	—	1	0	0.0%	・調査時点で取壊し済
いわき教育事務所	教育事務所所長公舎	いわき市	S34	木造	98.11	5	9,700	1	0	0.0%	・取壊し予定あり ・隣地から雑草の苦情あり ・樹木枝葉が隣地に越境 ・老朽化が著しい
いわき教育事務所	平工業高校校長公舎	いわき市	S56	木造	90.81	4	12,870	1	0	0.0%	
いわき教育事務所	下平窪教職員公舎	いわき市	S43	非木造	52.19	3	8,970	24	24	100.0%	・ベランダ下の外壁の塗装が一部剥離
いわき教育事務所	高坂大平教職員公舎	いわき市	S56	非木造	75.30	3	13,290、13,730	24	24	100.0%	・駐車場(舗装)枠線摩耗
いわき教育事務所	いわき海星高校校長公舎	いわき市	S47	木造	73.17	4	6,240	1	0	0.0%	
いわき教育事務所	小名浜高校校長公舎	いわき市	S60	木造	79.49	3	9,750	1	0	0.0%	
いわき教育事務所	勿来工業高校校長公舎	いわき市	S53	木造	86.12	4	9,200	1	1	100.0%	

公舎管理者名	公舎名	所在地	建築年	構造	1戸当り床面積(注1)㎡	1戸当り部屋数(注2)	入居料(円)	設置戸数	入居戸数	入居率	摘要
いわき教育事務所	磐城農業高校校長公舎	いわき市	H6	木造	81.98	4	15,140	1	1	100.0%	
いわき教育事務所	遠野高校校長公舎	いわき市	S48	木造	71.68	4	6,490	1	1	100.0%	
会計課	本部長公舎	福島市	H6	木造	118.22	—	—	1	1	100.0%	・住居部分は国の施設(国家公務員宿舎法適用)
会計課	松木町待機宿舎(管理職)	福島市	H10	非木造	87.97	4	16,350、20,440	4	4	100.0%	
会計課	須川町公舎(管理職)	福島市	S46	木造	77.76	4	5,890、6,580	1	0	0.0%	
会計課	上浜町待機宿舎	福島市	S32	非木造	49.80	2	5,890、6,500	12	11	91.7%	
会計課	入江町A待機宿舎	福島市	S35	非木造	49.80	2	5,890、6,500	8	5	62.5%	・フェンスにツタが絡みつき隣地まで越境
会計課	入江町B待機宿舎	福島市	S35	非木造	47.90	3	5,890、6,500	12	9	75.0%	・古い消火器あり
会計課	野田町待機宿舎	福島市	S46	非木造	51.05	3	7,600、9,500	8	8	100.0%	
会計課	古川C待機宿舎	福島市	S39	非木造	49.95	3	6,510、8,140	16	1	6.3%	・取壊し予定あり ・老朽化が著しい ・南側隣接地(会計課旧職員公舎敷地や財産管理課普通財産等)を含め跡地処分
会計課	岡部A待機宿舎	福島市	H8	非木造	79.50	4	14,950、18,690	16	15	93.8%	
会計課	岡部B待機宿舎	福島市	H8	非木造	79.50	4	14,950、18,690	16	16	100.0%	
会計課	岡部A職員公舎	福島市	H2	非木造	70.38	3	11,520、14,400	16	16	100.0%	
会計課	岡部B職員公舎	福島市	H2	非木造	70.19	3	11,520、14,400	24	24	100.0%	
会計課	鳥谷下町待機宿舎	福島市	S48	非木造	50.13	3	7,440、9,300	20	18	90.0%	
会計課	大久保公舎(管理職)	福島市	S46	木造	73.30	4	5,890、6,660	1	1	100.0%	
会計課	馬場町1号公舎(管理職)	福島市	S45	木造	61.15	3	5,890、5,890	1	0	0.0%	・3棟とも老朽化が著しい
会計課	馬場町2号公舎(管理職)	福島市	S47	木造	79.20	4	5,890、6,750	1	0	0.0%	
会計課	馬場町3号公舎(管理職)	福島市	S47	木造	79.20	4	5,890、6,750	1	0	0.0%	
会計課	馬場町待機宿舎(管理職)	福島市	S61	非木造	77.32	4	12,940、16,170	4	4	100.0%	
会計課	福見山待機宿舎	福島市	S39	非木造	57.35	3	6,780、8,470	24	9	37.5%	・県庁から近いこともあり、リフォームした6部屋は入居率が改善 ・階段滑り止めの一部が破損
会計課	黒岩待機宿舎	福島市	H7	非木造	79.50	4	14,950、18,690	16	16	100.0%	
会計課	蓬莱町公舎(管理職)	福島市	S48	木造	73.06	4	5,890、6,660	1	1	100.0%	
会計課	蓬莱町待機宿舎	福島市	S51	非木造	52.92	3	7,440、9,300	8	3	37.5%	・一部に雑草繁茂 ・フェンスの一部が破損 ・物置の板扉の一部が破損
会計課	大森A待機宿舎	福島市	S43	非木造	51.11	3	6,510、8,140	12	9	75.0%	・A待機宿舎外壁の塗装の一部が剥離
会計課	大森B待機宿舎	福島市	S45	非木造	51.05	3	6,510、8,140	8	6	75.0%	
会計課	大森C待機宿舎	福島市	S45	非木造	51.11	3	6,510、8,140	12	7	58.3%	
会計課	荒井東待機宿舎	福島市	S59	非木造	67.43	3	11,160、13,960	24	23	95.8%	
会計課	荒井西待機宿舎	福島市	S59	非木造	67.43	3	11,160、13,960	16	16	100.0%	

公舎管理者名	公舎名	所在地	建築年	構造	1戸当り床面積(注1)㎡	1戸当り部屋数(注2)	入居料(円)	設置戸数	入居戸数	入居率	摘要
会計課	森合A待機宿舎	福島市	S46	非木造	51.22	3	7,600、9,500	4	4	100.0%	
会計課	森合B待機宿舎	福島市	S51	非木造	52.43	3	7,440、9,300	16	16	100.0%	
会計課	笹谷待機宿舎	福島市	S55	非木造	76.91	3	9,150、11,440	20	20	100.0%	
会計課	平野A待機宿舎	福島市	H10	非木造	85.38	4	15,950、19,940	24	23	95.8%	
会計課	平野B待機宿舎	福島市	H10	非木造	85.38	4	15,950、19,940	24	24	100.0%	
会計課	笠松待機宿舎	福島市	S54	非木造	62.55	3	9,150、11,440	12	8	66.7%	
福島警察署	署長公舎	福島市	H10	木造	79.91	4	6,630	1	1	100.0%	
福島警察署	矢剣独身寮	福島市	S42	非木造	37.30	1	3,150	14	14	100.0%	
福島警察署	岡島独身寮	福島市	H5	非木造	27.77	1 3	3,150 13,760、 17,200	41	25	61.0%	
福島警察署	大作待機宿舎	川俣町	S56	非木造	62.45	3	10,280、12,850	12	12	100.0%	
福島警察署	分庁舎所長公舎	川俣町	H16	木造	79.49	4	17,070、21,340	1	1	100.0%	
郡山警察署	署長公舎	郡山市	S51	木造	94.11	5	5,890	1	1	100.0%	
郡山警察署	副署長等公舎	郡山市	S51	木造	79.43	4	6,650	1	1	100.0%	
郡山警察署	副署長等公舎	郡山市	S51	木造	81.49	4	6,810	1	1	100.0%	
郡山警察署	小原田A待機宿舎	郡山市	H7	非木造	79.50	4	14,950、18,690	8	8	100.0%	
郡山警察署	小原田B待機宿舎	郡山市	H7	非木造	79.50	4	14,950、18,690	8	8	100.0%	
郡山警察署	台新A待機宿舎	郡山市	S46	非木造	51.11	3	7,600、9,500	12	9	75.0%	
郡山警察署	台新B待機宿舎	郡山市	S49	非木造	45.55	3	7,440、9,300	12	9	75.0%	
郡山警察署	桃見台A待機宿舎	郡山市	S55	非木造	62.35	3	10,280、12,850	24	23	95.8%	
郡山警察署	大槻町A待機宿舎	郡山市	H3	非木造	69.17	3	12,960、16,200	16	16	100.0%	
郡山警察署	大槻町B待機宿舎	郡山市	H6	非木造	73.61	3	13,360、16,700	16	16	100.0%	
郡山警察署	桃見台B待機宿舎	郡山市	S58	非木造	67.43	3	11,160、13,960	12	12	100.0%	
郡山警察署	上荒井田A待機宿舎	郡山市	H11	非木造	85.43	4	15,950、19,940	18	18	100.0%	
郡山警察署	上荒井田B待機宿舎	郡山市	H11	非木造	57.49	2	10,370、12,960	18	18	100.0%	
郡山警察署	上荒井田C待機宿舎	郡山市	H12	非木造	85.43	4	15,950、19,940	12	12	100.0%	
郡山警察署	上荒井田D待機宿舎	郡山市	H12	非木造	85.43	4	15,950、19,940	18	18	100.0%	
会津若松警察署	署長公舎	会津若松市	S54	木造	78.66	4	5,890	1	1	100.0%	
会津若松警察署	副署長等公舎	会津若松市	S54	木造	75.35	4	6,410	1	1	100.0%	
会津若松警察署	本町待機宿舎	会津若松市	S40	非木造	50.17	3	6,510、8,140	12	12	100.0%	・外壁の塗装の一部が剥離 ・物置の老朽化が著しい ・窓の転落防止柵根本のコンクリートの一部が破損
会津若松警察署	松長待機宿舎	会津若松市	H6	非木造	74.34	3	13,360	16	16	100.0%	
会津若松警察署	錦町待機宿舎	会津若松市	S58	非木造	67.43	3	11,160	12	10	83.3%	

公舎管理者名	公舎名	所在地	建築年	構造	1戸当り床面積(注1)㎡	1戸当り部屋数(注2)	入居料(円)	設置戸数	入居戸数	入居率	摘要
会津若松警察署	御旗独身寮	会津若松市	S44	非木造	31.69	1	3,150	19	19	100.0%	
会津若松警察署	亀賀待機宿舎	会津若松市	S48	非木造	50.13	3	7,440	12	12	100.0%	
会津若松警察署	高野町A待機宿舎	会津若松市	H13	非木造	75.03	4 2	17,500 12,850	16	16	100.0%	・公舎北側の土地は公舎建設時に市道拡幅予定に伴うセットバックスペース(要適正管理)
会津若松警察署	高野町B待機宿舎	会津若松市	H13	非木造	75.03	4 2	17,500 12,850、 16,060	16	15	93.8%	
会津若松警察署	分庁舎所長公舎	会津美里町	H14	木造	99.85	4	17,420	1	1	100.0%	
会津若松警察署	道上待機宿舎	会津美里町	S54	非木造	62.55	3	9,150	12	12	100.0%	
いわき中央警察署	署長公舎	いわき市	S45	木造	93.15	4	5,890	1	1	100.0%	
いわき中央警察署	副署長等公舎	いわき市	S46	木造	64.80	3	5,890	1	0	0.0%	
いわき中央警察署	南白土待機宿舎	いわき市	S42	非木造	41.70	3	5,890、 6,810	12	6	50.0%	
いわき中央警察署	五反田A待機宿舎	いわき市	H9	非木造	85.38	4	15,950、 19,940	16	16	100.0%	
いわき中央警察署	五反田B待機宿舎	いわき市	H9	非木造	85.38	4	15,950、 19,940	16	16	100.0%	
いわき中央警察署	長ヶ作D待機宿舎	いわき市	H1	非木造	67.48	3	11,160、 13,960	12	12	100.0%	
いわき中央警察署	長ヶ作E待機宿舎	いわき市	H4	非木造	68.59	3	12,760、 15,950	16	16	100.0%	
いわき中央警察署	大平待機宿舎	いわき市	S56	非木造	75.32	3	13,760、 13,290	24	17	70.8%	・駐車場(舗装)枠線摩耗
いわき中央警察署	御台境待機宿舎 C	いわき市	S60	非木造	67.78	3	11,340、 14,180	24	22	91.7%	
いわき中央警察署	長ヶ作B待機宿舎	いわき市	S50	非木造	51.85	3	7,600、 9,500	12	10	83.3%	
いわき中央警察署	高坂独身寮 A	いわき市	S46	非木造	34.60	1	3,150	34	27	79.4%	

(注1) 1戸当り床面積：延床面積を設置戸数で割った面積。(したがって階段や廊下等の共有スペースを含む)

(注2) 1戸当り部屋数：台所を除いて表記。

(注3) 区分換え：職員公舎の用途を廃止し一般普通財産にすることをいう。